彩の国
埼玉県

令和８年度版
（令和7年度実績）

児童相談所業務概要

埼玉の児童相談

埼　　玉　　県

中央･南･朝霞 ･ 川越･所沢･熊谷･越谷･草加

児　童　相　談　所

は じ め に

すべてのこどもは、誰もが個人として尊重され、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、心身ともに健やかに育成される権利をもっています。社会の大切な宝であるこどもたちが健やかに成長することは私たちの願いです。

埼玉県では令和５年に施行されたこども基本法を踏まえ、令和７年度に「埼玉県こども・若者計画」を策定し、こどもや若者が幸福に生活できる社会づくりを進めています。児童虐待防止や社会的養育の充実についても、そうした社会を実現するための重要な施策として位置づけています。

こうした中、県では、令和７年４月、県８番目の児童相談所となる朝霞児童相談所を朝霞市に開設し、相談対応の充実を図ったところです。

令和７年度に埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）が対応した児童虐待相談対応件数は１５，３５５件で、前年度に比べ４２６件、２．７％の減少となりました。令和６年度に続いて２年連続の減少となったものの、依然として高い数値となっています。

一方で、一時保護件数（さいたま市を含まない）は２，３０９件と前年度から８２件増加し、重大な事案の発生が多かった結果となりました。また、一時保護の受け皿となる一時保護所の状況は、朝霞児童相談所の開設に伴い、県の一時保護所の総定員が１５０人から１８０人に拡大されたにもかかわらず、一時保護件数の増加と合わせ、保護日数が長期化していることから、各一時保護所では著しい定員超過が常態化する状況となっています。

児童相談所や、支援が必要なこどもたち・家庭を取り巻く状況は依然厳しいものがありますが、県の児童相談所の全職員が力を合わせ、また市町村をはじめとした地域の関係機関や関係者と連携を図り、こどもの最善の利益を第一に対応を進めてまいります。今後も引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

この冊子は、令和７年度の県下８児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にしていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和８年１１月

埼玉県中央児童相談所長　岡田　真彦

目　　次

第１部　児童相談所の概要

１ 管轄区域 …… 1

２ 児童相談所の歩み …… 4

３ 組　　織 …… 7

４ 担当の主な業務 …… 8

５ 相談の流れ …… 10

６ 相談の内容 …… 12

第２部　業務の概要

１ 相談の受付と援助の状況 …… 13

⑴ 相談の状況 …… 13

⑵ 相談内容別の受付と援助の状況 …… 15

ア　養護相談 …… 15

イ　障害相談 …… 20

ウ　非行相談 …… 22

エ　育成相談 …… 23

オ　保健相談・その他の相談 …… 24

⑶ 休日夜間児童虐待通報ダイヤル …… 24

２ 活動状況 …… 26

⑴ 児童福祉司の活動状況 …… 26

⑵ 児童心理司の活動状況 …… 26

⑶ 「家族支援」の取組みについて …… 27

⑷ 児童精神科医の診察等の状況 …… 30

目　　次

(5) 一時保護の状況 …… 30

3 児童福祉施設・里親等の状況 …… 34

(1) 児童福祉施設 …… 34

(2) 里親等 …… 36

第3部　資　　料

1 相談件数等の推移 …… 45

2 統計（福祉行政報告例） …… 48

（1）全児童相談所 …… 48

（2）中央児童相談所 …… 52

（3）南　児童相談所 …… 56

（4）朝霞児童相談所 …… 60

（5）川越児童相談所 …… 64

（6）所沢児童相談所 …… 68

（7）熊谷児童相談所 …… 72

（8）越谷児童相談所 …… 76

（9）草加児童相談所 …… 80

3 診　　断 …… 84

4 里親委託 …… 85

5 児童虐待防止対策事業 …… 87

6 児童相談法的対応強化事業 …… 93

7 地域・家庭支援活動 …… 93

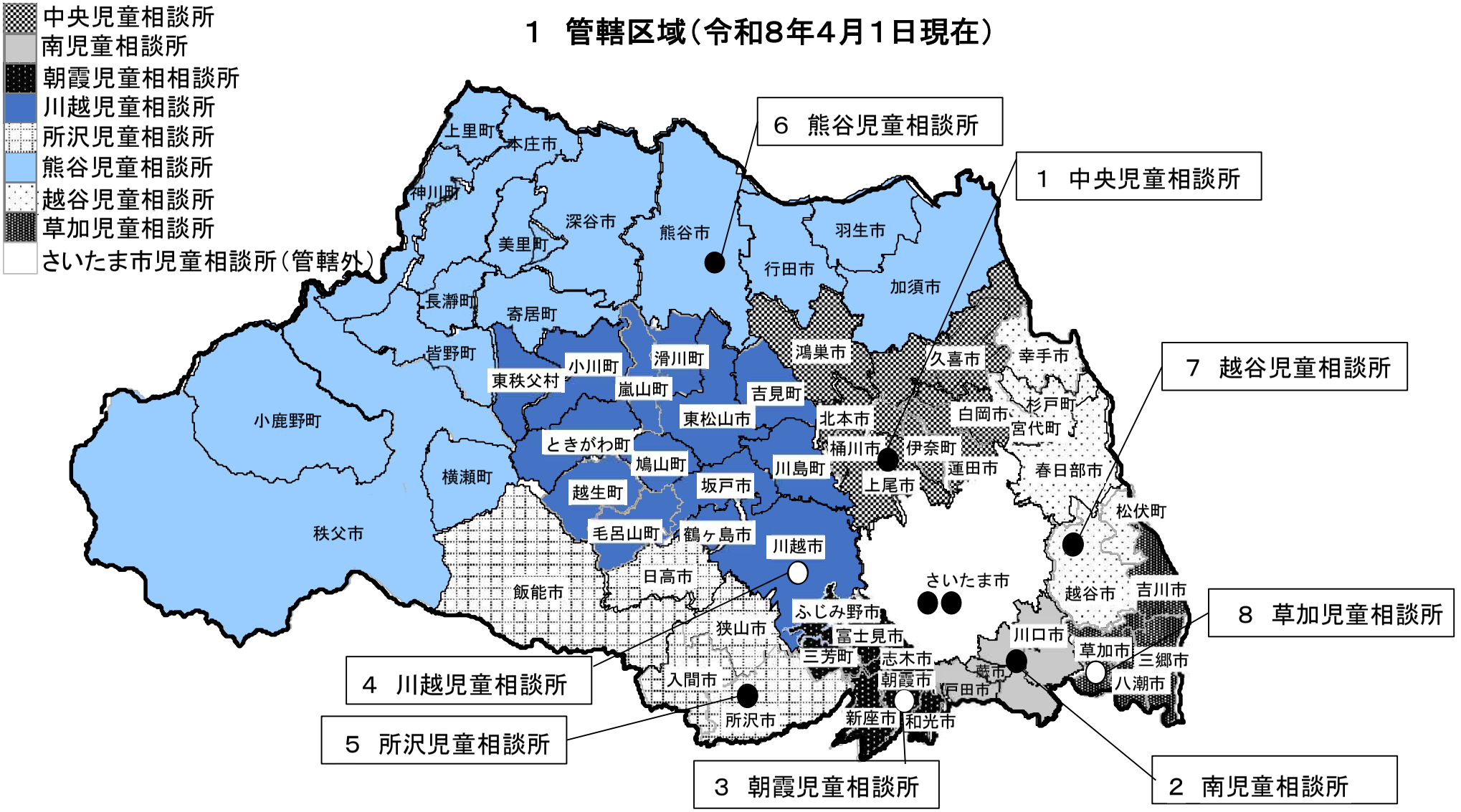
8 職員研修等 …… 94

第１部

児童相談所の概要

埼玉県では、現在、８つの児童相談所を設置して、１８歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

１　管轄区域（令和８年４月１日現在）



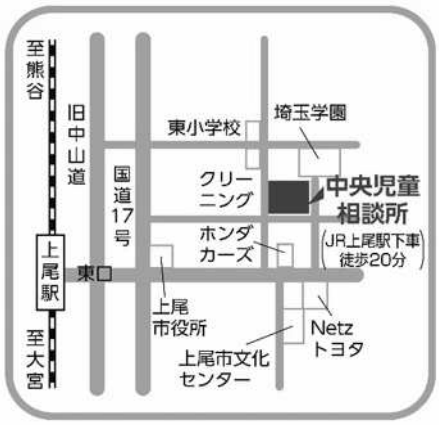
管轄区域、人口等（令和８年１月１日）

	児童相談所別								計
	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻巣市 上尾市 桶川市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 伊奈町	川口市 蕨市 戸田市	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町	川越市 東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市	熊谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 横瀬町 皆野町 長瀞町 小鹿野町 美里町 神川町 上里町 寄居町	春日部市 越谷市 幸手市 宮代町 杉戸町 松伏町	草加市 八潮市 三郷市 吉川市	
	7市1町	3市	6市1町	4市9町1村	5市	7市8町	3市3町	4市	39市22町 1村
人口（人）	796,066	828,637	739,180	779,628	763,390	822,518	722,661	560,448	6,012,528
児童人口（人）	104,911	113,934	106,594	98,980	95,996	103,130	93,967	76,989	794,501
世帯数（世帯）	374,045	425,442	365,532	379,293	377,275	387,340	352,120	278,662	2,939,709
面積（ｋ㎡）	307.52	85.25	110.95	626.53	406.32	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※　人口、児童人口は、令和8年１月１日現在（県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※　面積は、令和8年1月１日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

児童相談所の案内図

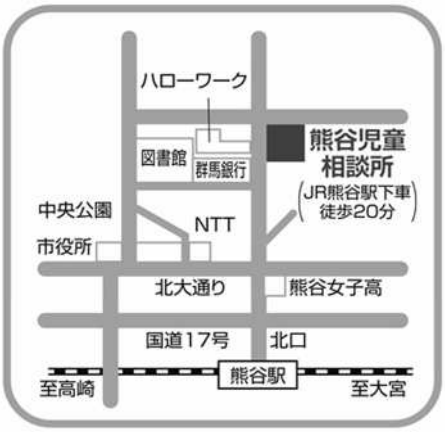

至熊谷
旧中山道
東小学校
埼玉学園
国道17号
クリーニング
中央児童相談所
ホンダカーズ
(JR上尾駅下車徒歩20分)
上尾駅
東口
上尾市役所
Netz トヨタ
上尾市文化センター
至大宮

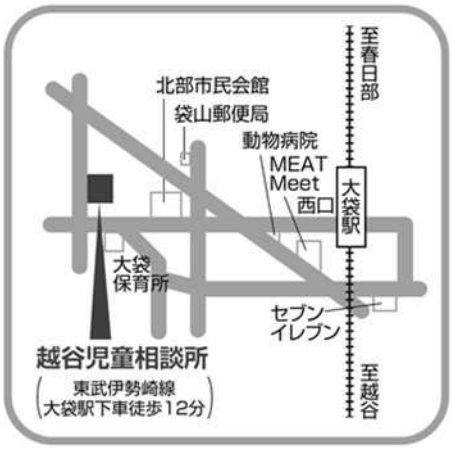

南児童相談所
(JR蕨駅下車徒歩25分)
東武ストア
至大宮
芝南小
蕨桜町線
川口上尾線(産業道路)
蕨駅
東口
マミーマート
みずほ銀行
東京信用金庫
至東京


セブンイレブン
朝霞市役所
東武東上線
朝霞駅
南口
朝霞の森
青葉台公園
朝霞西高校
陸上競技場
朝霞第一中学校
西松屋
朝霞児童相談所
(東武東上線朝霞駅南口徒歩15分)
あさか向陽園
市営球場
朝霞保健所
セブンイレブン


至日高
月吉陸橋
本川越駅
神明町交差点
川越児童相談所
(JR川越駅東口からバス神明町車庫行き神明町下車徒歩5分)
川越駅
東口
市役所
至東松山
国道16号
国道254号
宮元町交差点
ロイヤルホスト
至大宮
至さいたま


所沢児童相談所
(西武新宿線航空公園駅下車徒歩10分)
至本川越
法務局
航空公園駅
東口
所沢市役所
郵便局
所沢警察署
所沢市文化センター「ミューズ」
所沢市役所別館
所沢税務署
県税事務所
至西武新宿
図書館
所沢航空記念公園


ハローワーク
図書館
群馬銀行
熊谷児童相談所
(JR熊谷駅下車徒歩20分)
中央公園
NTT
市役所
北大通り
熊谷女子高
国道17号
北口
至高崎
熊谷駅
至大宮


至春日部
北部市民会館
袋山郵便局
動物病院
MEAT Meet
西口
大袋駅
大袋保育所
セブンイレブン
越谷児童相談所
(東武伊勢崎線大袋駅下車徒歩12分)
至越谷


草加児童相談所
(東武伊勢崎線草加駅下車徒歩10分)
至春日部
ニッポンレンタカー
丸井
セブンイレブン
国道4号
セブンイレブン
西口
草加駅
西町小
郵便局
ヨーカドー
至北千住
※草加保健所と同じ敷地です。

２　児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 （与野市二度栗山） 熊谷児童相談所開設 （熊谷市石原、熊谷市母子寮内） 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始（里親登録者３名・委託児童８名） 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転（浦和市仲町）	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転（熊谷市熊谷）	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとしご」創刊
33年	附設児童一時保護所移転（浦和市三室久美学園内）	
34年	附設児童一時保護所新築・移転　（浦和市西堀）	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		３歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		３歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の４００人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設（川越地方庁舎内） 熊谷児童相談所新築・移転（熊谷市箱田）	身体障害者（児）実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正（委託児童を扶養家族に認定） 第３回全国身体障害者スポーツ大会開催（上尾市）
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転（与野市本町）	重症心身障害児特殊寝台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転（浦和市元町）	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の９５８人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設（越谷市恩間）	厚生省が里親促進事業を開始 ７０歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能（援助・連絡）加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転　（川越市宮元町）	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者の日（１２月９日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第２子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭１１０番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等５か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、４８時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立５０周年記念大会開催 第４回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員１名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル３桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士の配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行 埼玉県虐待通報ダイヤル＃７１７１開設
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） （草加市西町）	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等） 児童相談所全国共通ダイヤルが、児童相談所虐待対応ダイヤル１８９（通話料無料）と児童相談所相談専用ダイヤル（通話料有料）に分割
２年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等） 民法改正により特別養子縁組要件緩和 親と子どもの悩みごと相談@埼玉、開設
３年		要保護児童等に関する情報共有システム運用開始 児童相談所相談専用ダイヤル通話料無料化
４年		R4.4.1改正民法施行（成年年齢２０歳から１８歳に引下げ） R4.12.15「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定 R4.12.16民法等の一部を改正する法律施行（懲戒権に関する規定等の見直し）
５年	R5.3.13熊谷児童相談所新築・移転 （熊谷市箱田） R5.4.1熊谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	R5.4.1こども家庭庁発足 R5.4.1こども基本法施行
６年		R6.4.1改正児童福祉法施行（こども家庭センターの設置、里親支援センターの位置づけ、児童自立生活援助の利用弾力化、こどもの権利擁護に係る環境整備、一時保護施設の設備・運営基準の策定）
７年	R7.4.1朝霞児童相談所開設（朝霞市青葉台）	R7.6.1改正児童福祉法施行 （一時保護開始時の司法審査を導入） R7.10.1改正児童福祉法施行 （保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設） R7.10.20改正児童虐待防止法施行 （一時保護中児童の面会通信等制限）
８年		R8.4.1改正民法施行 （離婚後共同親権の導入など） R8.10.1改正児童福祉法施行 （一時保護委託者の登録制度を創設） R8.12.25こども性暴力防止法施行

3　組織（令和8年4月1日）（実数）

			児童相談所							
			中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
所長			1	1	1	1	1	1	1	1
副所長						1				1
医幹			1						1	
担当	保健企画	担当課長（保健師）	1							
		主任・技師	1							
	総務、心理相談、心理支援、保護	副所長	1	1	1		1	1	1	
	総務	担当部長・担当課長	1	1	1	1	1	1	1	1
		主任・主事等	3	2	2	2	2	2	3	2
	心理相談、心理支援	担当部長（児童心理司）	2	1	1	1		1	1	
	心理相談	担当課長（児童心理司）		1	1	1	1		1	1
		児童心理司	10	10	7	6	6	9	10	9
	心理支援	担当課長（児童心理司）					1			1
		児童心理司	7	7	8	7	8	7	7	4
	保護	担当部長（児童指導員）	1	1	1		1	1	1	
		担当課長（児童指導員、保育士）	2	1	3		2	3	2	
		児童指導員	12	14	13		13	17	9	
		保育士	8	6	11		7	9	11	
		看護師	1	1	1		1	1	2	
		心理療法担当職員	1	1	1		1	1	1	
		栄養士（兼務）	(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)	
	里親推進、虐待・相談指導、安全確認・市町村支援、家族・自立支援	副所長	1	1	1		1	1	1	
		担当部長（児童福祉司）					1			1
	里親推進	主任・主事					1	1		
		児童福祉司	1	2	1	1			1	1
	虐待・相談指導、安全確認・市町村支援、家族・自立支援	担当部長（児童福祉司）	2		2	1	1	1	3	
	虐待・相談指導	担当課長（児童福祉司）	1	3	1	1	1	2		1
		児童福祉司	12	18	12	12	13	13	17	11
		主任・主事								
		社会福祉主事等（兼務）						(2)		
		保健師（兼務）		(1)		(2)	(1)	(4)	(2)	(1)
	安全確認・市町村支援	担当課長	1	1	1	1	1	1	1	1
		担当課長（児童福祉司）		1			1	1		
		児童福祉司	9	10	11	10	7	8	8	9
		主任・主事								
	家族・自立支援	担当課長（児童福祉司）	1	1		1	1			1
		児童福祉司	9	9	7	8	7	13	8	6
		主任・主事			1					
	企画調整	副所長	1							
		担当部長（兼務）	(1)							
		主任	2							
計（兼務を除く）			93	94	89	55	81	95	91	51

会計年度任用職員		主任心理相談員	1							
		心理相談員		1		1	1	1	1	
		児童心理支援員		1	1	1	1		1	1
		心理職員								
		学習指導員	1	2			2	3	2	
		学習補助員	3	2				2	3	
		市町村支援員	3							
		児童相談専門員	2	1	2	2	2	2	2	2
		虐待対応専門員	1				1		1	
		虐待対応相談員	1	2	2	2	2	2	1	3
		里親等委託調整員	2	2	1	2	3	3	2	
		里親委託強化推進員	1		1	1	1	1	1	1
		付添協力員						2		
	嘱託	医師	4	7	3	3	4	3	7	3
		弁護士	1	1	1	1	1	1	1	1

４　担当の主な業務

心　理　相　談　担　当

□相談の受付
□診断会議に関する業務
□継続指導
□心理診断・判定
□心理治療・指導
□療育手帳交付に係る業務
□特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
□医学診断に関する業務
□保護者への精神医学的・心理学的支援

心　理　支　援　担　当

□措置児童の家族支援プログラムに関する業務
□心理診断・判定
□心理治療・指導
□児童相談所カウンセリング強化事業
□措置後の保護者への精神医学的・心理学的支援
□家族援助技術の実施・調整に係る業務

虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

□相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
□児童保護者に対する訪問指導
□援助方針会議に関する事務及び児童福祉法第２６条、第２７条に規定する措置の手続き
□措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
□保護者負担金認定事務
□措置後の児童及び保護者に対する指導
□管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
□児童福祉法第３０条の届出に関する業務
□児童の安全確認に関する業務
□関係機関との連携
□受理会議に関する事務
□継続指導
□統計事務に関する業務
□ケースファイルの整理保管

家族・自立支援担当

□措置児童の家族支援プログラムに関する業務
□継続指導
□措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
□保護者負担金認定事務
□措置後の児童及び保護者に対する指導
□障害者総合支援法関連業務
□家族援助技術の実施・調整に係る業務

里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- □里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- □市町村職員研修に関する業務
- □実習生の受入れに関する業務
- □地域の関係機関との連携強化に関する業務
- □要保護児童対策地域協議会に関する業務
- □市町村への支援に関する業務

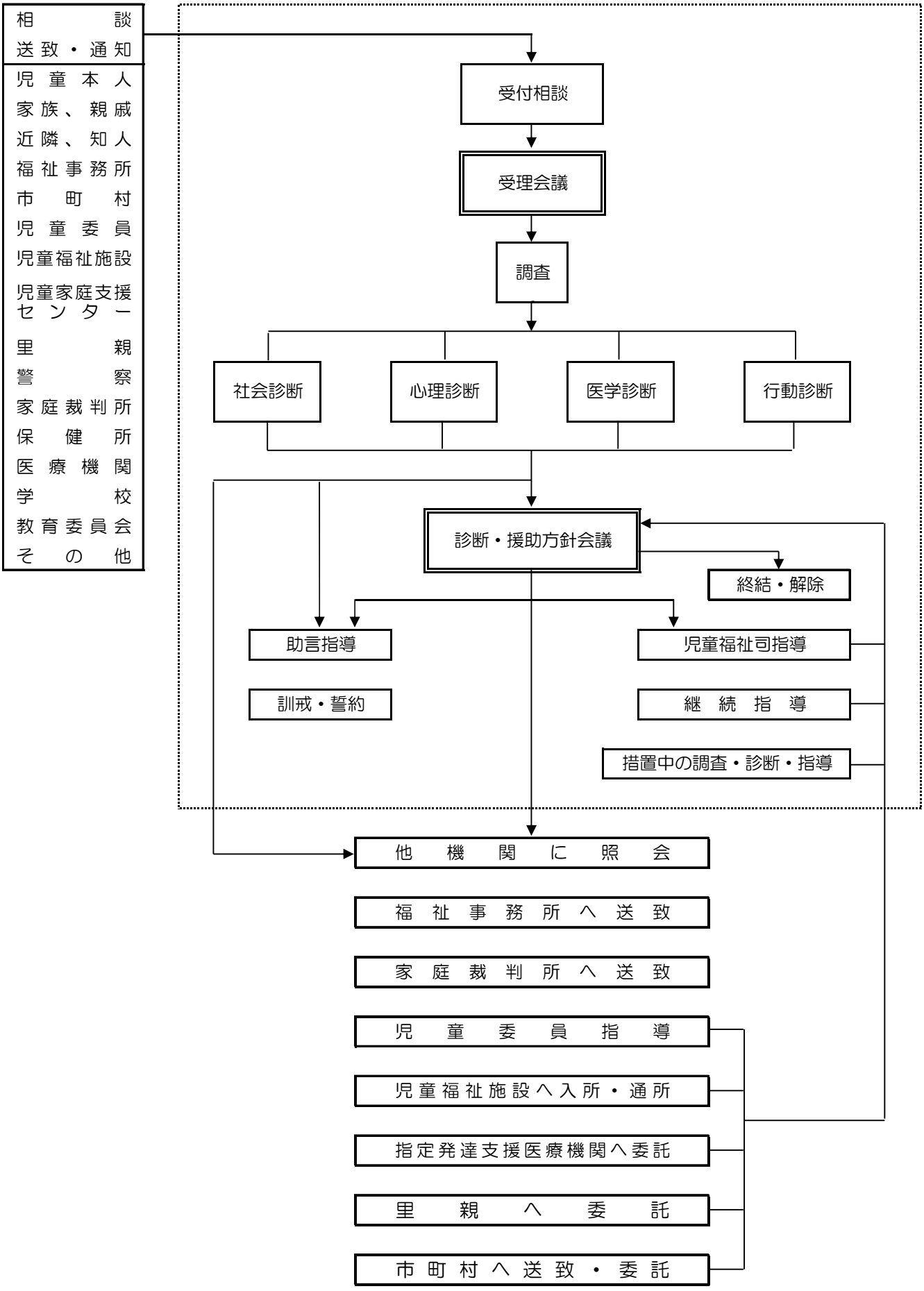
保護担当〔中央・南・朝霞・所沢・熊谷・越谷児童相談所〕

- □一時保護の実施
- □一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導
- □一時保護児童への心理支援・心理教育

保健企画担当〔中央児童相談所に暫定設置〕

- □保健師の専門的視点によるアセスメント
- □こどもへの健康支援、保護者への保健指導・養育支援
- □地域医療との連携

5　相談の流れ


相談
送致・通知
児童本人
家族、親戚
近隣、知人
福祉事務所
市町村
児童委員
児童福祉施設
児童家庭支援センター
里親
警察
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会
その他
受付相談
受理会議
調査
社会診断
心理診断
医学診断
行動診断
診断・援助方針会議
終結・解除
助言指導
訓戒・誓約
児童福祉司指導
継続指導
措置中の調査・診断・指導
他機関に照会
福祉事務所へ送致
家庭裁判所へ送致
児童委員指導
児童福祉施設へ入所・通所
指定発達支援医療機関へ委託
里親へ委託
市町村へ送致・委託

【「相談の流れ」の中の用語の説明】

【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

【援助方針会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。

一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。

（法第１２条第３項）

【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。

（法第１２条第３項）

【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。

（法第２７条第１項第２号）

【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。

入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。

通所施設には、児童心理治療施設がある。

（法第７条）

【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。

（法第６条の４）

６　相談の内容

養　護　相　談

- 父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- 棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- 養子縁組に関する相談

保　健　相　談

- 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

障　害　相　談

肢体不自由相談
- 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

視聴覚障害相談
- 視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談

言語発達障害等相談
- 構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談
- 言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談

重症心身障害相談
- 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談

知的障害相談
- 知的発達に遅れのある児童に関する相談

発達障害相談
- 自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談

非　行　相　談

ぐ犯行為等相談
- 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談
- 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談
- 触法行為があったと思われても警察署から通告のない児童に関する相談

触法行為等相談
- 窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談
- １４歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

育　成　相　談

性格行動相談
- 児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談

不登校相談
- 学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談

適性相談
- 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談

育児・しつけ相談
- 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談

そ の 他 の 相 談

- 以上のいずれにも該当しない相談

第２部

業　務　の　概　要

（令和７年度の実績）

１　相談の受付と援助の状況

児童虐待相談の受付件数及び対応件数について

令和３年度まで　相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースも含む件数。

令和４年度以降　令和６年１月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを除外した件数。

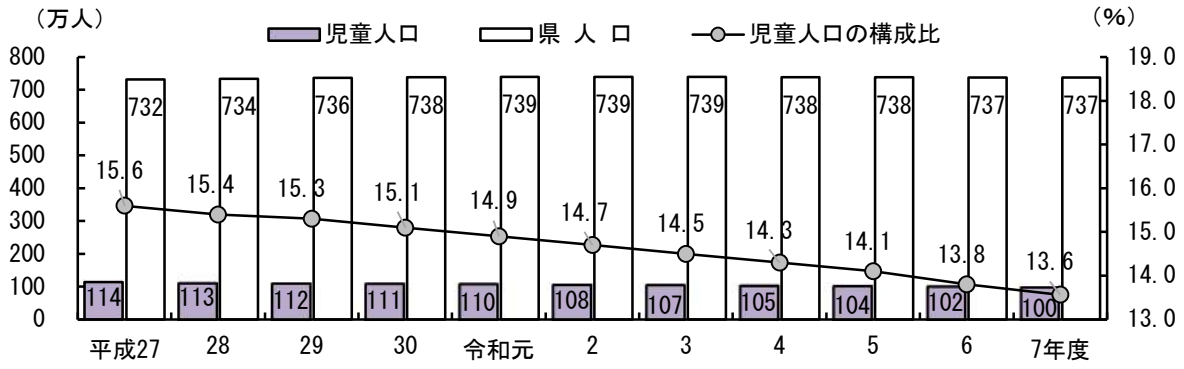
虐待行為がないことが確認されたケースは、従たる相談種別により分類。

（１）　相談の状況

ア　児童人口（令和８年１月１日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、１８歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成２７年度の約１１４万人から令和７年度は約１００万人となり、この１０年間で約１４万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この年間で約２．０ポイント低下し、令和７年度には１３．６％となった。

図１　県人口及び児童(１８歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）

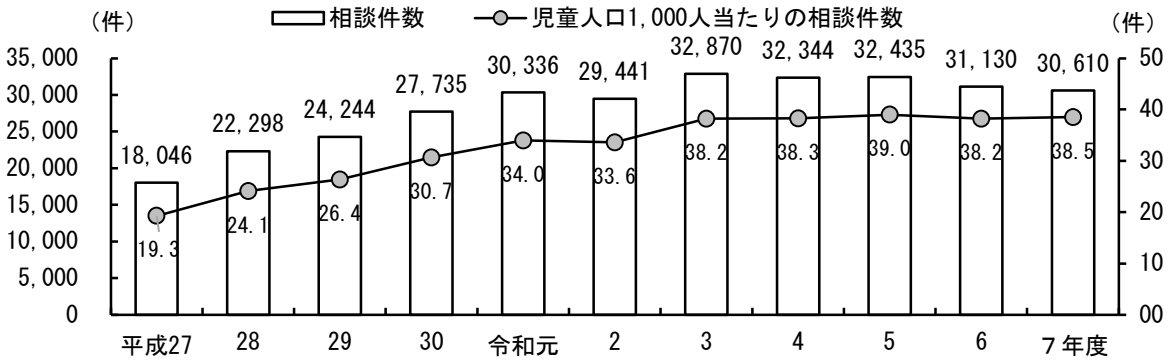


イ　相談件数（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１表より）

さいたま市を除く全児童相談所の受付相談件数は、令和７年度は３０,６１０件で、前年度に比べ５２０件、１.７％の減少となっている。

また、令和７年度における、児童人口１，０００人当たりの相談件数は、３８.５件であった。

図２　相談件数の推移（さいたま市を含まない）



ウ　相談内容別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の５８.２％を占めており、以下、障害相談２３.５％、育成相談６.９％、非行相談２.５％となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の１７,８２１件の中には、児童虐待相談の１３,００３件が含まれる。これは令和７年度に受付けた相談の総件数３０,６１０件の４２.５％に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表１　相談内容別受付状況（さいたま市を含まない）

相談内容	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
養 護 相 談	19,446	20,184	19,423	17,712	17,821
保 健 相 談	27	41	45	53	43
障 害 相 談	8,053	7,030	7,445	8,120	7,184
非 行 相 談	478	647	713	699	773
育 成 相 談	1,587	1,839	2,110	2,049	2,104
その他の相談	3,279	2,603	2,699	2,497	2,685
計	32,870	32,344	32,435	31,130	30,610

エ　経路別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１表より）

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の３５.８％、次に「都道府県・市町村」が２６.９％となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。

表２　経路別受付状況（さいたま市を含まない）

受付経路	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
都道府県・市町村	8,201	7,772	8,058	8,595	8,231
児童福祉施設・里親等	156	167	163	166	170
警察等	13,094	14,109	13,443	11,767	10,962
家庭裁判所	79	78	91	85	120
学校・教育委員会等	1,045	958	1,090	1,098	1,128
保健所・医療機関	375	393	422	392	371
家族・親戚	6,421	5,890	6,177	6,181	6,490
児童本人	372	351	330	328	492
児童委員	7	9	4	1	1
近隣・知人	2,529	2,037	2,036	1,920	1,960
その他	591	580	621	597	685
計	32,870	32,344	32,435	31,130	30,610

（２）相談内容別の受付と援助の状況

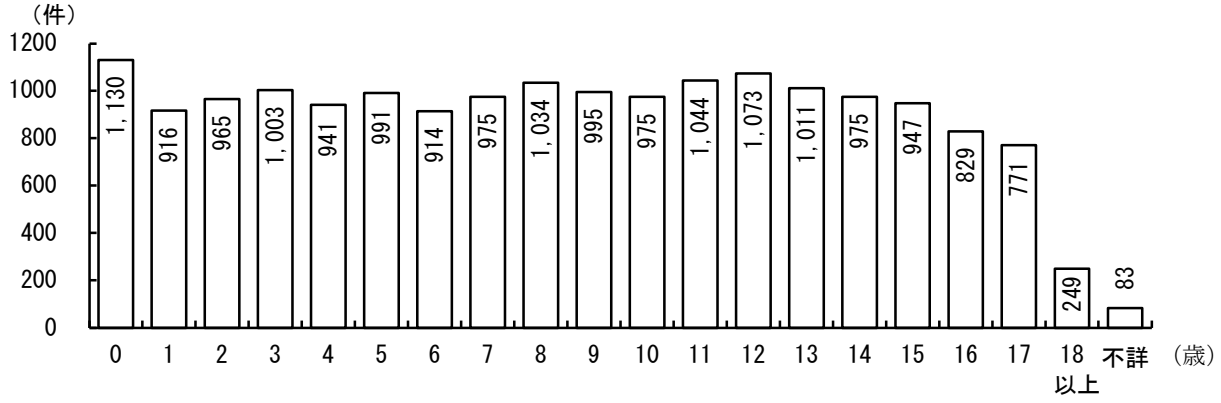
ア　養護相談（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

（ア）年齢別受付状況

養護相談１７,８２１件のうち、０歳から５歳までの乳幼児についての相談件数は５,９４６件で、養護相談全体の３３.４％を占めている。年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

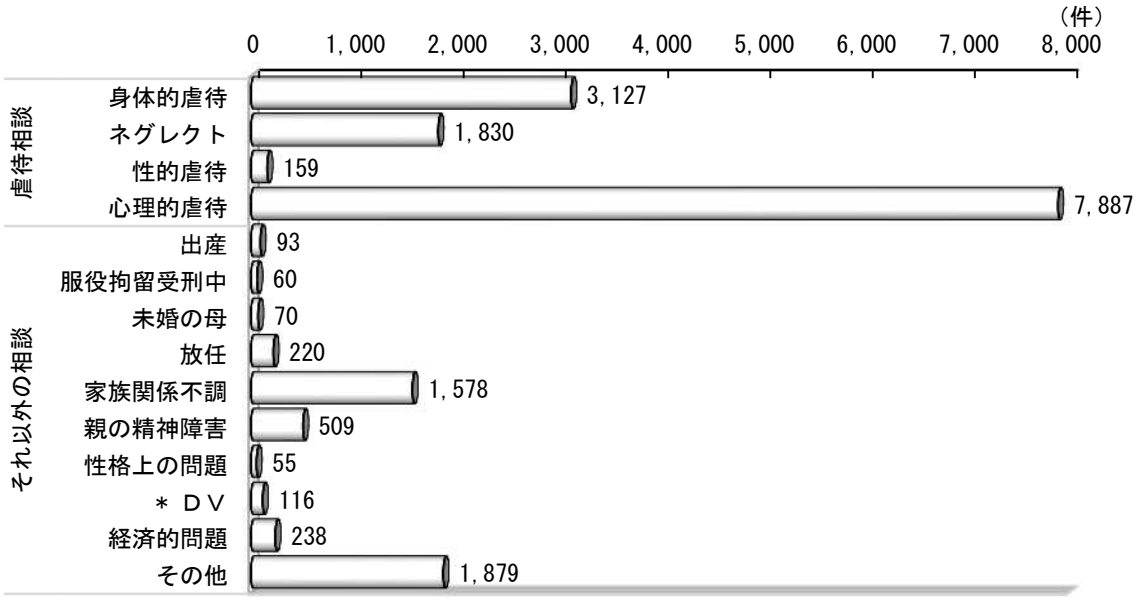
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。１８歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図３　養護相談の年齢別受付件数（さいたま市を含まない）



（イ）相談の内容

図４　養護相談の内容別受付状況（さいたま市を含まない）



＊「DV」は「心理的虐待」に当たるものは除いている。

（ウ）虐待相談の対応状況

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和７年度には１５，３５５件となり、令和６年度から４２６件減少した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が９，５１３件(６２．０%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が３，６２６件（２３．６%)、「ネグレクト」２，０３６件（１３．３%）の順となっている。

図５　過去１０年間の虐待相談対応件数の推移（さいたま市を含む）

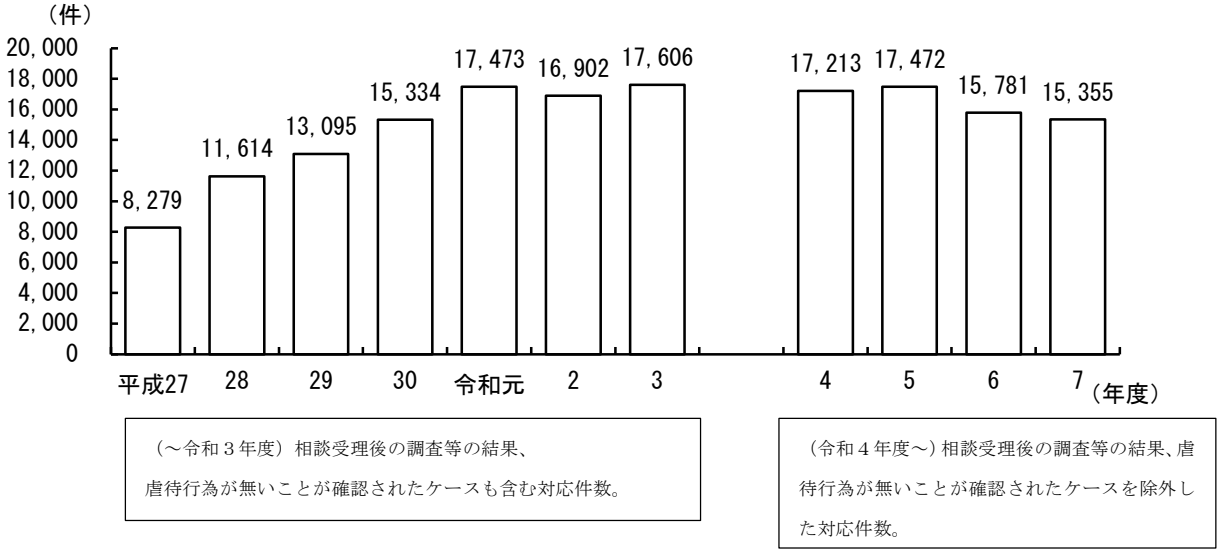


表３　虐待相談の内容（さいたま市を含む※）　※（）内数字は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
令和３年度	3,742 (641)	2,352 (535)	157 (29)	11,355 (2,031)	17,606 (3,236)

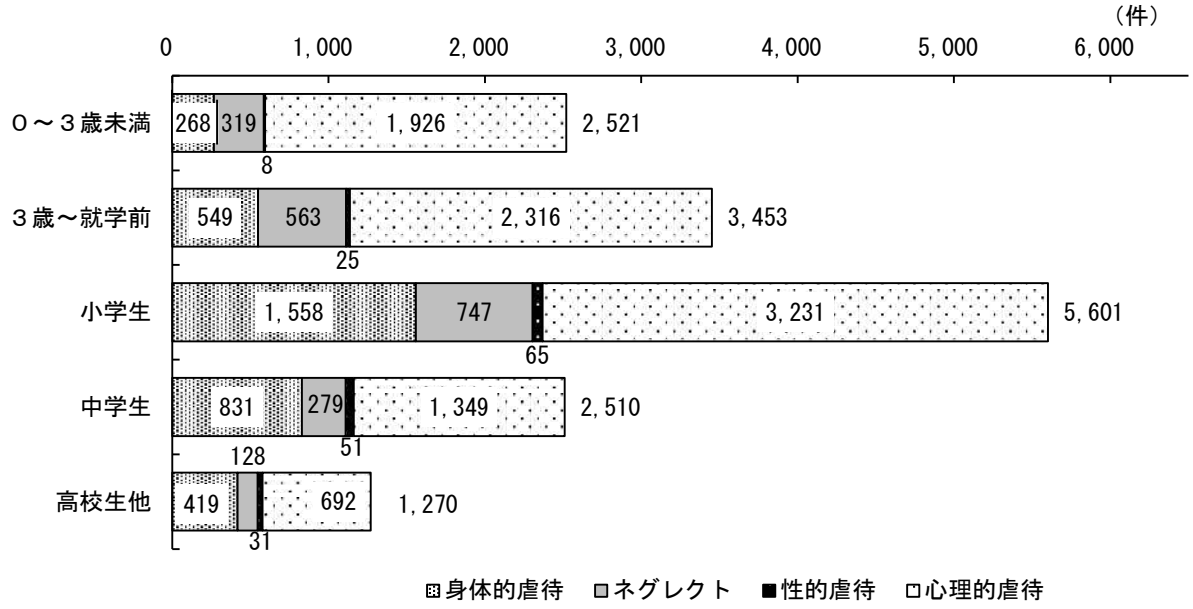
相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和４年度	3,608 (705)	2,781 (655)	172 (49)	10,652 (1,933)	17,213 (3,342)
令和５年度	3,765 (637)	2,568 (495)	162 (32)	10,977 (1,957)	17,472 (3,121)
令和６年度	3,631 (612)	2,114 (357)	184 (33)	9,852 (1,730)	15,781 (2,732)
令和７年度	3,626 (676)	2,036 (310)	180 (32)	9,513 (1,745)	15,355 (2,763)

注）対応件数。

虐待を受けた児童の年齢を見ると、０歳から就学前の乳幼児が5,９７４件、全体の３８.９％を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図６　被害児童の年齢別内容別状況（さいたま市を含む）



主な虐待者を見ると、実母が全体の４８．３％を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の９１．８％を占めている。

図７　主な虐待者（さいたま市を含む）

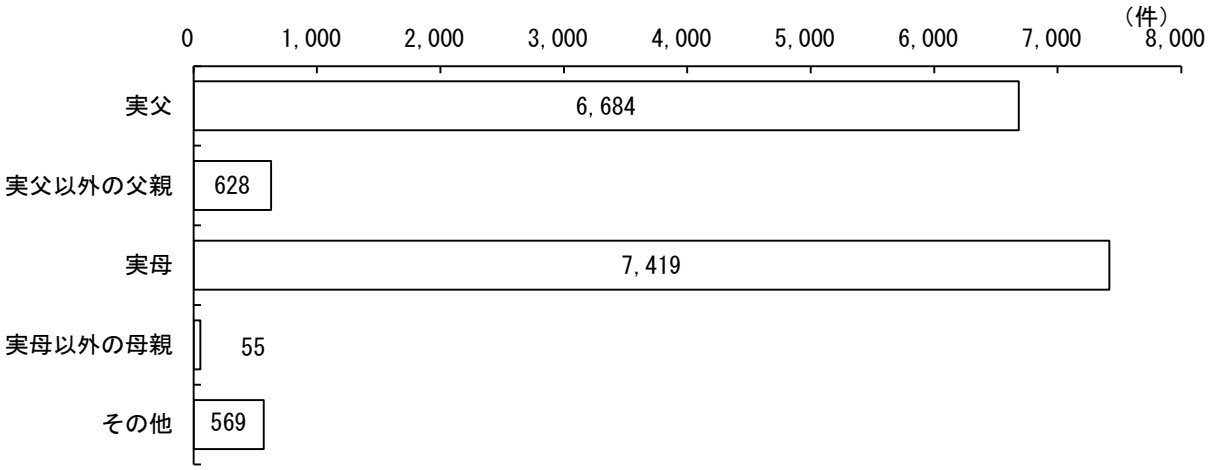


表４　主な虐待者の内訳（さいたま市を含む）

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

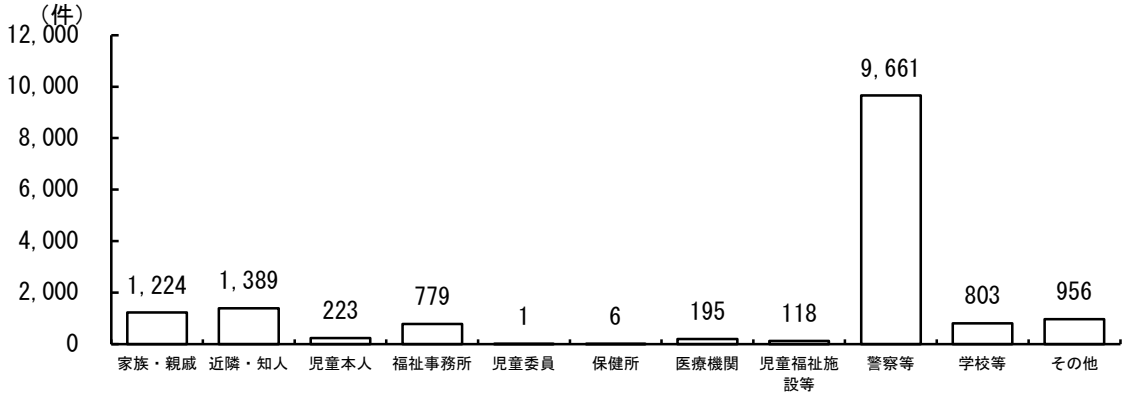
	実　父	実父以外の父親	実　母	実母以外の母親	そ の 他	計
令和３年度	7,217	795	8,454	94	1,046	17,606

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和４年度	7,157	750	8,464	61	781	17,213
令和５年度	7,386	659	8,666	47	714	17,472
令和６年度	6,887	679	7,515	68	632	15,781
令和７年度	6,684	628	7,419	55	569	15,355

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の６２．９%、次いで近隣・知人の９．０%、家族・親戚の８．０%となっている。

図８　虐待相談の通告経路（さいたま市を含む）



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、こどもと家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表５　児童相談所別児童虐待相談対応件数（市町村別）

児相	市町村名	５年度	６年度	７年度
中央	鴻巣市	214	220	185
	上尾市	513	529	518
	桶川市	101	105	118
	久喜市	260	288	324
	北本市	135	112	113
	蓮田市	146	134	103
	白岡市	75	61	88
	伊奈町	115	93	138
	管外・不明	62	44	49
	合計	1,621	1,586	1,636
南	川口市	1,586	1,384	1,538
	蕨市	174	146	153
	戸田市	311	254	422
	管外・不明	23	53	32
	合計	2,094	1,837	2,145
朝霞	朝霞市	※所沢から管轄変更		346
	志木市	※所沢から管轄変更		209
	和光市	※所沢から管轄変更		143
	新座市	※所沢から管轄変更		381
	富士見市	※川越から管轄変更		205
	ふじみ野市	※川越から管轄変更		187
	三芳町	※川越から管轄変更		69
	管外・不明	－	－	40
	合計	0	0	1,580
川越	川越市	672	765	550
	東松山市	248	155	114
	富士見市	289	277	※朝霞へ
	鶴ヶ島市	143	171	124
	日高市	127	100	※所沢へ
	坂戸市	170	196	166
	ふじみ野市	272	246	※朝霞へ
	三芳町	87	50	※朝霞へ
	毛呂山町	58	36	59
	越生町	28	18	12
	滑川町	36	36	14
	嵐山町	43	50	32
	小川町	36	68	47
	川島町	30	32	33
	吉見町	32	25	44
	鳩山町	15	17	10
	ときがわ町	36	24	22
	東秩父村	2	2	8
	管外・不明	69	67	32
	合計	2,393	2,335	1,267

児相	市町村名	５年度	６年度	７年度
所沢	所沢市	745	625	585
	飯能市	121	98	103
	狭山市	334	261	309
	入間市	358	293	251
	日高市	※川越から管轄変更		91
	朝霞市	305	352	※朝霞へ
	志木市	218	189	※朝霞へ
	和光市	211	178	※朝霞へ
	新座市	315	328	※朝霞へ
	管外・不明	89	48	52
	合計	2,696	2,372	1,391
熊谷	熊谷市	447	370	350
	行田市	270	236	195
	秩父市	92	78	85
	加須市	266	224	210
	本庄市	183	140	125
	羽生市	96	90	93
	深谷市	315	220	232
	横瀬町	10	9	9
	皆野町	16	5	15
	長瀞町	13	4	7
	小鹿野町	9	19	21
	美里町	7	13	11
	神川町	9	16	21
	上里町	54	68	46
	寄居町	51	50	68
	管外・不明	16	26	19
	合計	1,854	1,568	1,507
越谷	春日部市	552	514	549
	越谷市	1,084	903	797
	幸手市	109	100	86
	宮代町	80	65	57
	杉戸町	96	77	89
	松伏町	65	81	65
	管外・不明	32	55	76
	合計	2,018	1,795	1,719
草加	草加市	745	625	581
	八潮市	261	282	262
	三郷市	454	398	293
	吉川市	163	179	171
	管外・不明	52	72	40
	合計	1,675	1,556	1,347
県児相　小計		14,351	13,049	12,592
さいたま市児相		3,121	2,732	2,763
合計		17,472	15,781	15,355

注）児童虐待相談の件数については、１２頁参照。
令和７年度から朝霞児童相談所新設。

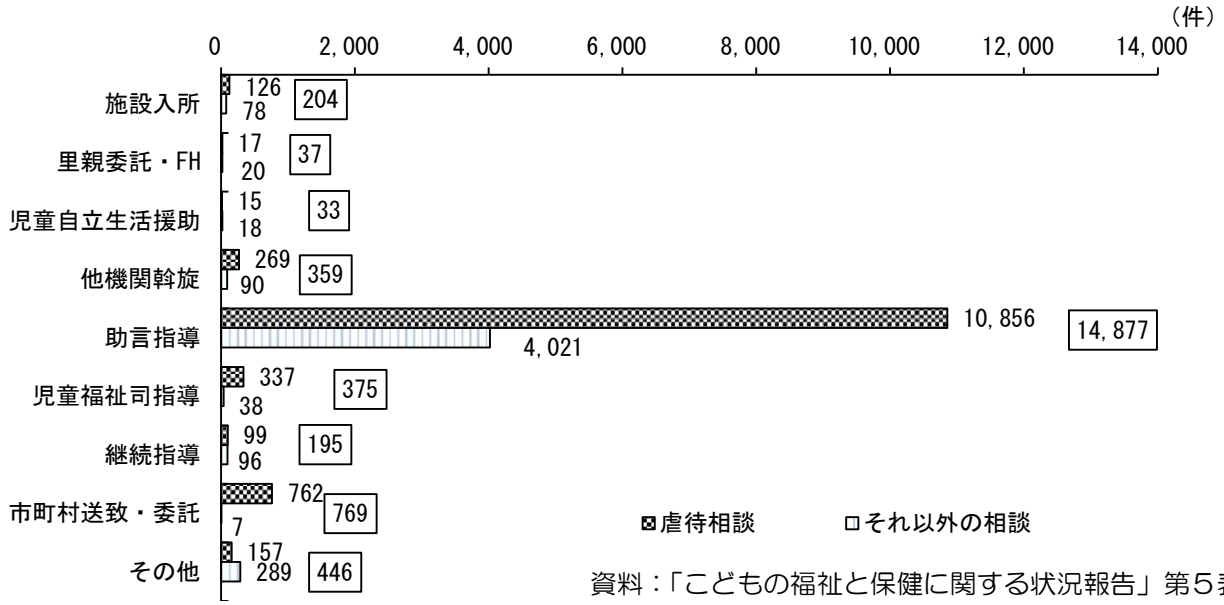
（エ）対応状況

児童相談所で受付けた養護相談で、令和７年度中に何らかの対応を行ったものは１７,２９５件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」、「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」、は合わせて２４１件あり、全体の１.４％であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など対応困難な相談や施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った

図９　養護相談対応件数（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

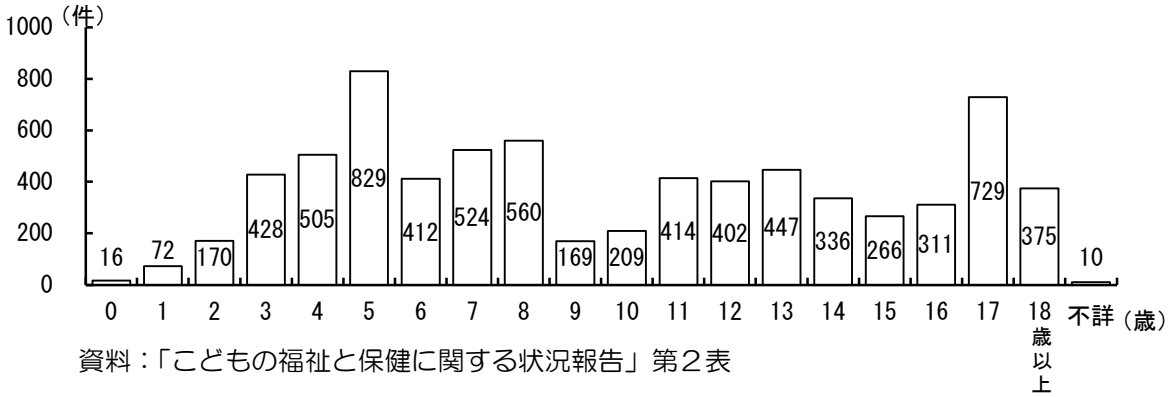
イ　障害相談

（ア）年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める３歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

１８歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

図１０　障害児童相談年齢別受付状況（さいたま市を含まない）

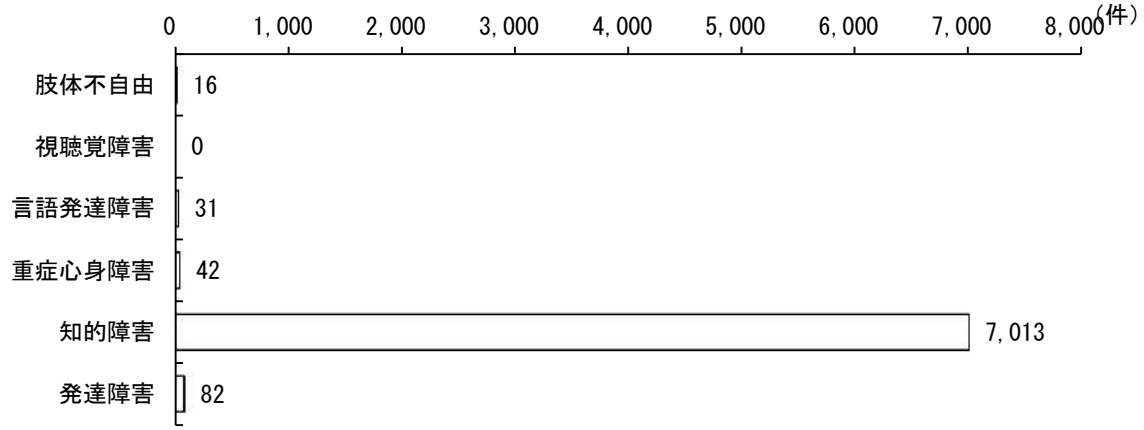


資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表

（イ）相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和７年度に相談を受付けた7,１８４件のうち知的障害相談が7,０１３件（９７.6％）を占めている。

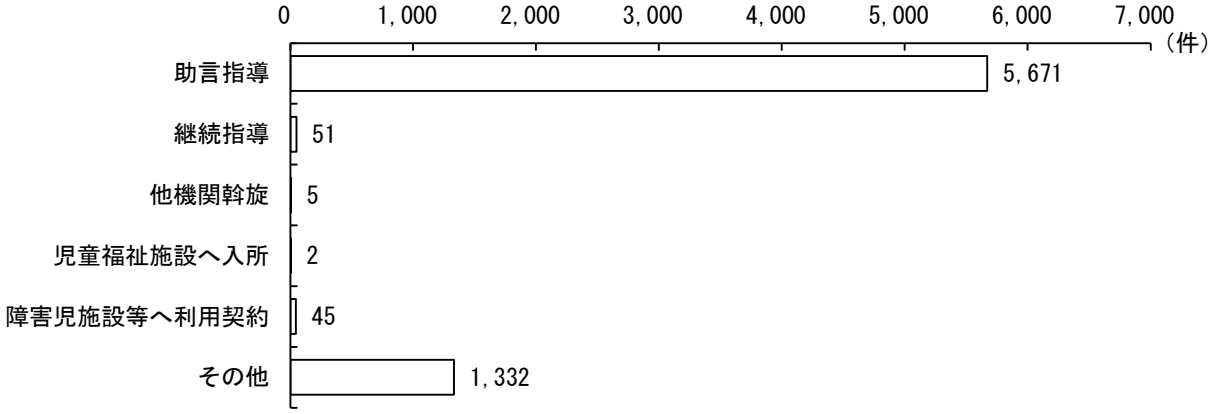
図１１　障害相談の内容別件数（さいたま市を含まない）



（ウ）援助状況

障害相談で、令和７年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は7,１０６件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図１２　障害相談の援助内容別件数（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

援助を実施した障害相談7,１０６件を内容から見ると、「助言指導」が5,６７１件であり、全体の７９.８％を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が１８歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ　非行相談

（ア）年齢別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

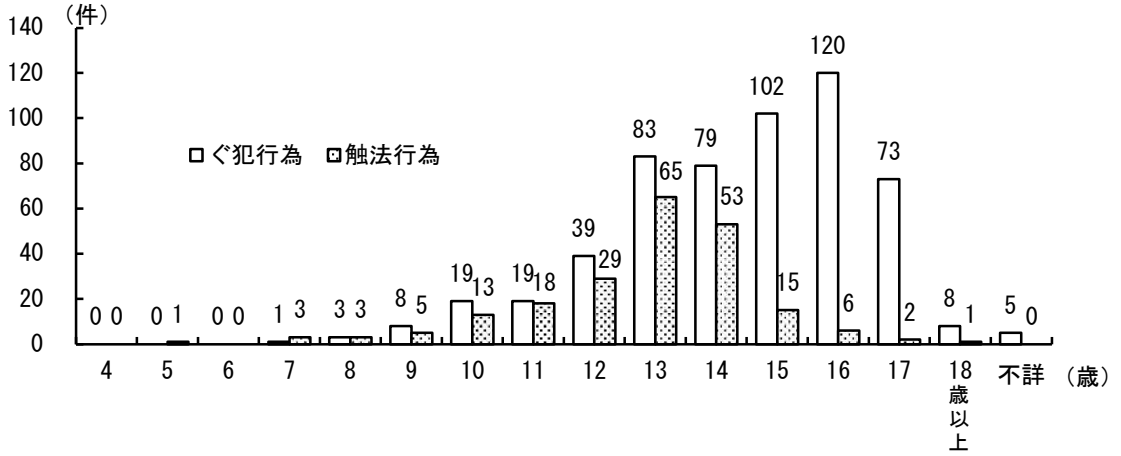
令和７年度に受理した非行相談の数は７７３件であり、前年度の６９９件から７４件増加した。全相談受付件数３０,６１０件の2.5％を占めている。

相談の内訳は、ぐ犯行為等相談が５５９件、触法行為等相談が２１４件であった。

ぐ犯及び触法の全非行相談の中で、１３歳から１５歳までの中学生の相談件数が３９７件を数え、全体の５１.４％を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、重篤かつ対応困難なケースも少なくない。

図１３　ぐ犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況（さいたま市を含まない）



（イ）相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が１９９件で最も多く、３５.６％を占めている。

触法行為等相談では、「窃盗」が１１７件で最も多く、５４.７％を占める。

表６　ぐ犯行為等相談内容別受付状況（さいたま市を含まない）

	家出・放浪	窃盗	夜遊び・外泊	持ち出し	乱暴	不純異性交遊不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	59	41	30	45	18	16	3	15	2	53	282
女	140	8	51	22	3	28	1	8	1	14	276
不明	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	199	49	81	67	22	44	4	23	3	67	559

表７　触法行為等相談内容別受付状況（さいたま市を含まない）

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	強姦わいせつ	放火	その他	計
男	82	2	6	23	4	15	4	32	168
女	35	0	1	3	0	3	0	4	46
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	117	2	7	26	4	18	4	36	214

（ウ） 援助状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表より）

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談７３７件のうち、６０１件（８１.５％）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは１１件（１.５％）であった。

表８　非行相談の援助内容別状況（さいたま市を含まない）

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	施設入所	児童自立生活援助の実施	家裁送致	その他	計
ぐ犯行為等相談	432	24	21	13	7	11	1	18	527
触法行為等相談	169	6	14	8	4	0	3	6	210
計	601	30	35	21	11	11	4	24	737

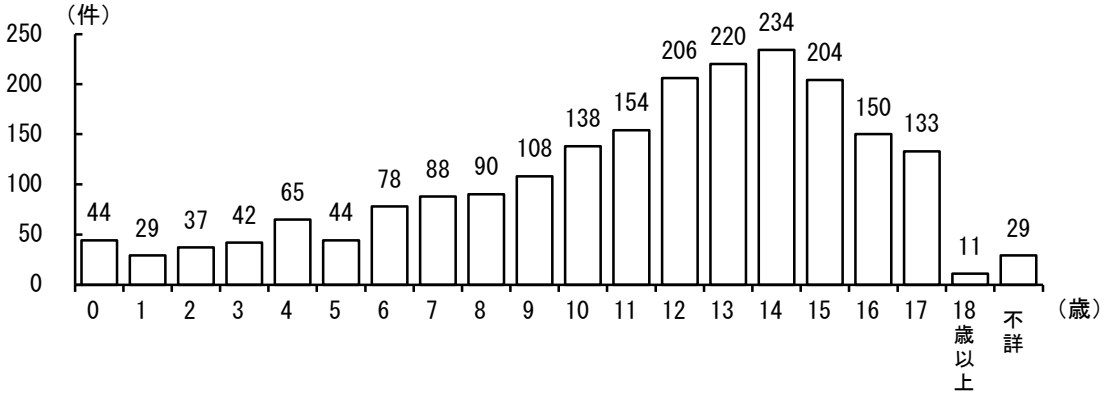
注）１「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
２「施設入所」は、全てが児童自立支援施設への入所である。
３「児童自立生活援助の実施」は、全てが自立援助ホームで行われたものであった。
４「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第２７条第１項第４号）を行ったものである。

エ　育成相談

（ア）年齢別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

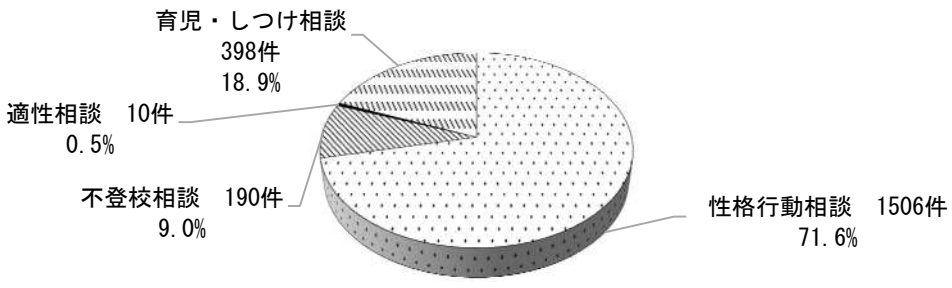
令和７年度の受付件数は2,１０４件であった。うち、1,５０６件が「性格行動相談」であり、７１.６％を占める。

図１４　育成相談年齢別受付状況（さいたま市を含まない）



（イ） 相談の内容

図１５　育成相談の内容別受付件数（さいたま市を含まない）



（ウ）援助状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表より）

育成相談について、令和７年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表９　育成相談への援助状況（さいたま市を含まない）

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	市町村指導委託・送致	施設入所	児童自立生活援助の実施	その他	計
計	1,892	33	34	7	2	11	2	105	2,086

注）施設入所は、児童養護施設２件、乳児院２件、児童自立支援施設６件、児童心理治療施設１件。

オ　保健相談・その他の相談（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表１０　保健相談・その他の相談への援助状況（さいたま市を含まない）

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	市町村指導委託・送致	児童自立生活援助の実施	その他	計
保健相談	40	0	0	0	0	0	5	45
その他の相談	1,531	4	74	3	10	18	1,029	2,669

（３）休日夜間児童虐待通報ダイヤル

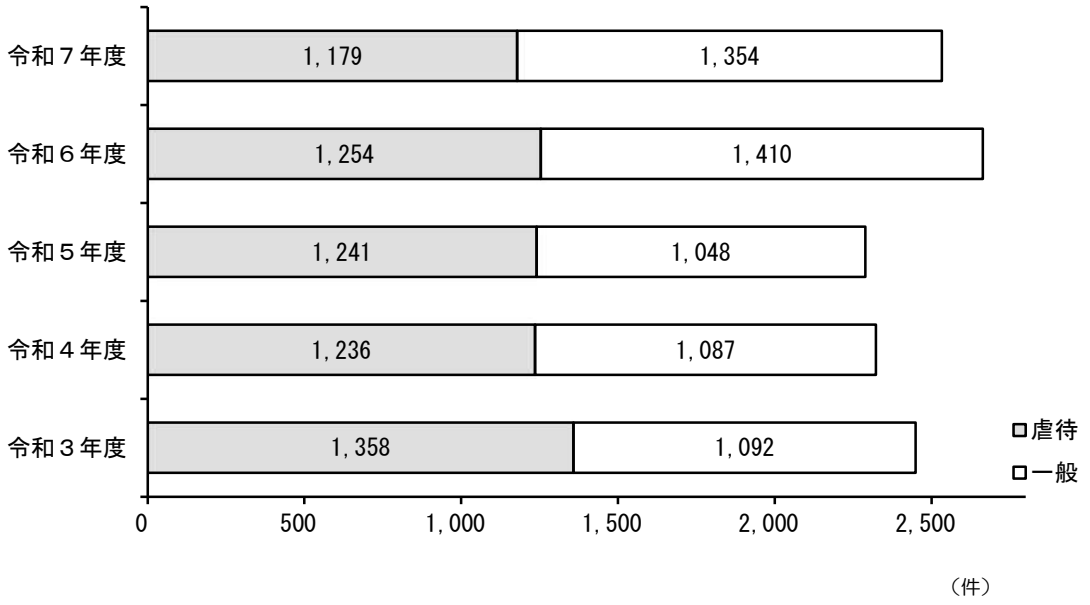
２４時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成１８年６月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル（１８９）」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和７年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,５３３件で、前年度に比べ４．９％減少した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、１８９などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は２千件以上の通報が寄せられている。

表１１　休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数（さいたま市を含まない）

時間帯	夜　間 (18時～22時)	深夜・早朝 (22時～翌８時半)	休日の日中 (８時半～18時)	合　計
虐　待　通　報	473	314	392	1,179
虐待以外の相談	527	387	440	1,354
受　付　合　計	1,000	701	832	2,533

図１６　休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移（さいたま市を含まない）



２　活動状況

（１）　児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、援助方針会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

ア　調査・社会診断

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となって行う。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

イ　児童福祉司指導

令和７年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は４０６件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の９２．４％を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図１７　児童福祉司指導相談種別内訳（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

（２）　児童心理司の活動状況

ア　心理診断

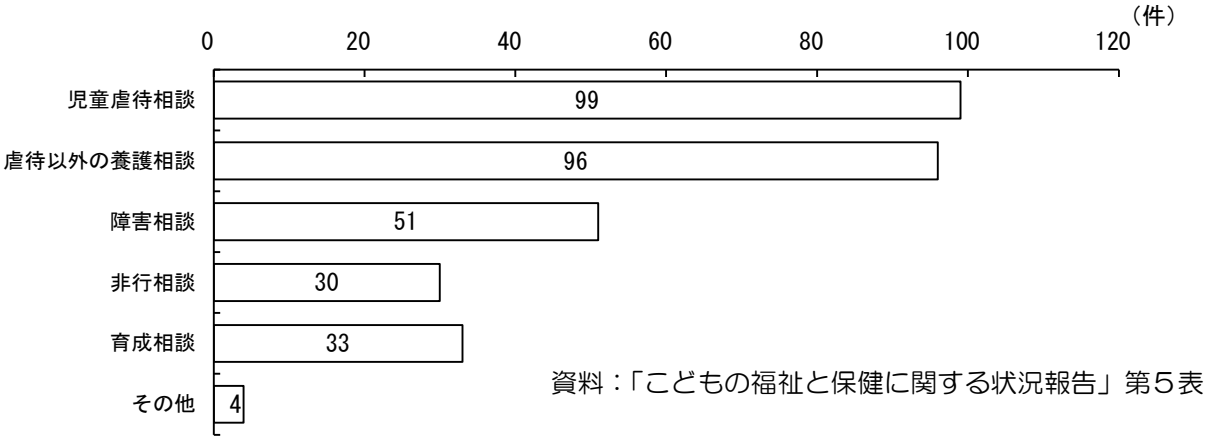
心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から支援の内容、方針を定めるために行う。言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

イ　継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和７年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて３１３件である。児童虐待相談を含む養護相談が１９５件と最も多い。相談種別内訳は次のとおりである。

図１８　継続指導相談種別内訳（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

（３）「家族支援」の取組みについて

ア　背　　景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見･保護を中心に対応が進められてきた。

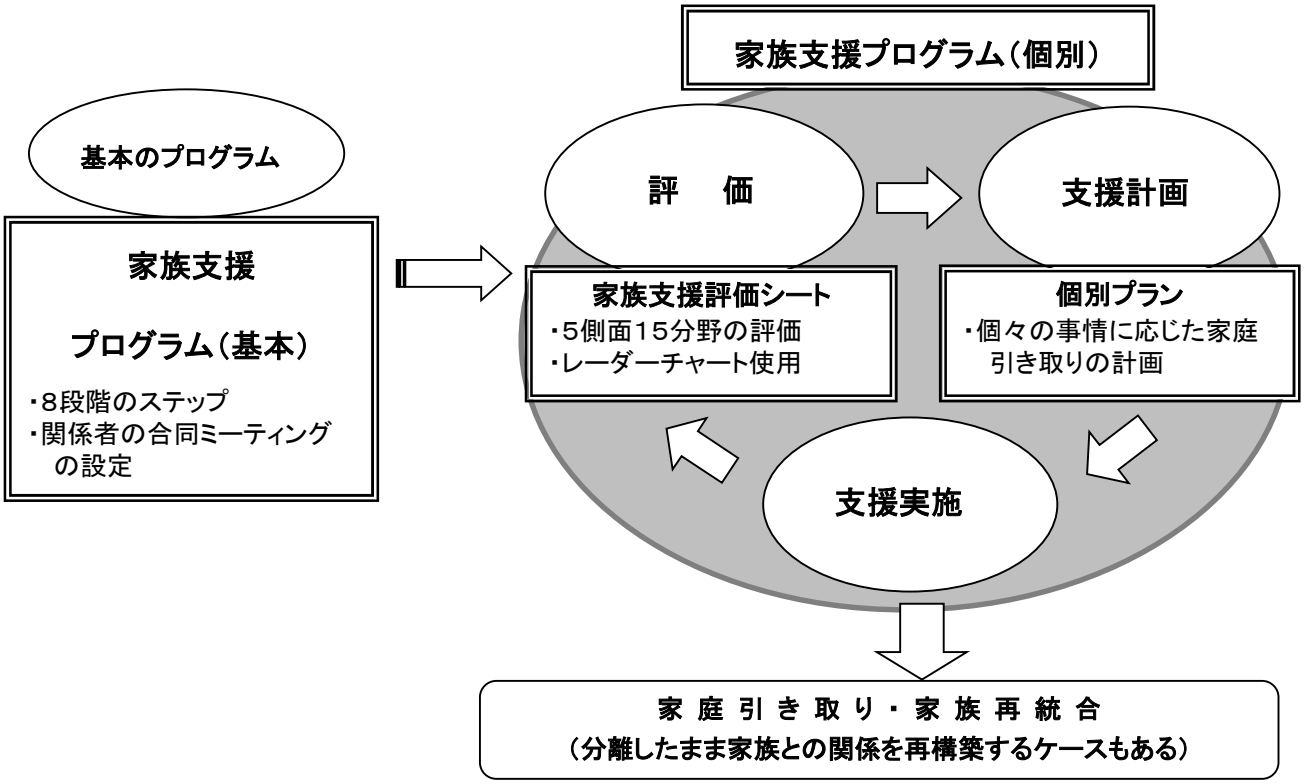
平成１６年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成１９年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成２０年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。（詳細は、平成２９年４月１日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。）

イ　家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家族支援評価シートにより評価し、基本の家族支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

家族支援システムの概念図

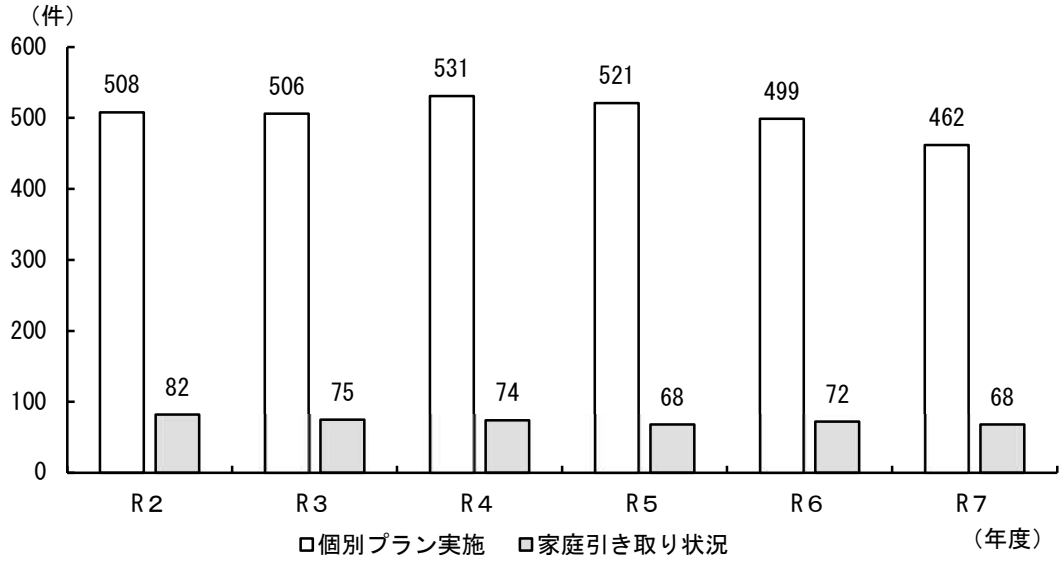


家族支援プログラム（基本）	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、こどもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個 別 プ ラ ン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

（ア）個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和７年度の個別プラン実施件数は 462 件であり、うち 68 件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

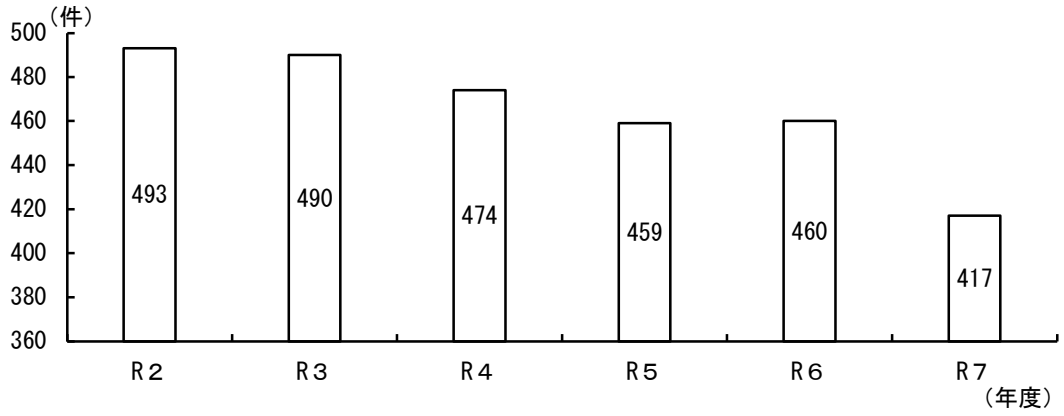
図１９　個別プラン実施及び家庭引き取り状況（さいたま市を含まない）



（イ）家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図２０　家族支援評価実施件数（さいたま市を含まない）



（4）児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、令和６年度までは児童精神科医３名が配置されていたが（常勤１名、非常勤２名）、令和７年10月から、新たに常勤の児童精神科医１名が越谷児相に配置された。令和７年度は虐待相談を中心に計1,１１０件の診察等が行われ、令和６年度の８３４件から大幅に増加している。

なお、常勤の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行い、必要に応じて児童及び保護者に対して服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図２１　形態別診察等の状況（さいたま市を含まない）

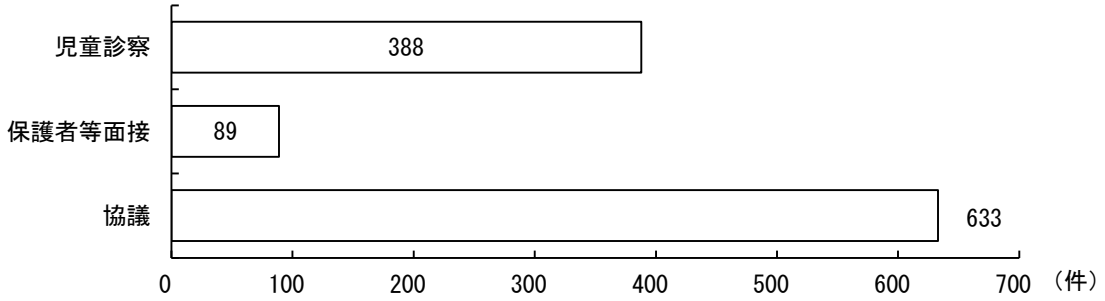
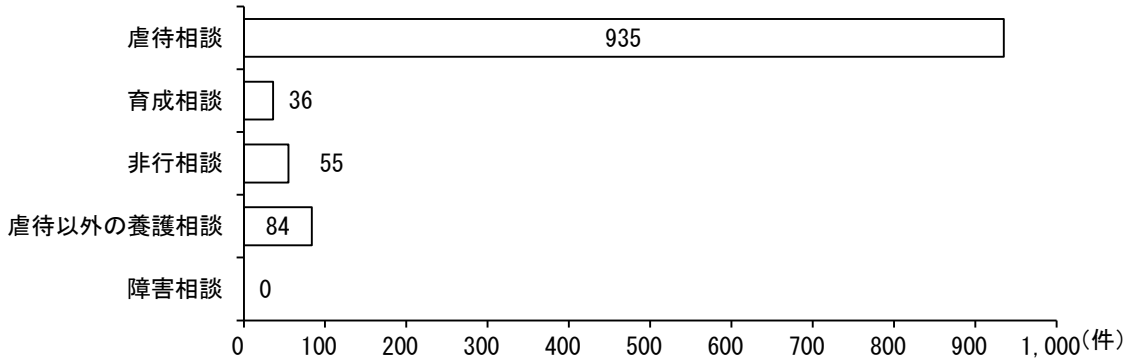


図２２　相談内容別診察等の状況（さいたま市を含まない）



（5）一時保護の状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第６表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和７年度に中央、南、朝霞、所沢、熊谷及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の８１.３％（児童虐待５８.８％、養護相談その他２２.５％）を占め、次いで非行相談が１１.７％となっている。児童の安全を確保するために児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童も多く、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

表１２　相談・年齢階層別一時保護の受付状況（一時保護所分）（さいたま市を含まない）

	養護相談	内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
０～　５歳	168	105	0	0	4	0	172
６～１１歳	413	335	0	8	20	0	441
１２～１４歳	267	193	0	74	37	0	378
１５歳以上	229	146	1	73	30	0	333
計	1,077	779	1	155	91	0	1,324

注）一時保護所の定員数は、中央・南・朝霞・所沢・熊谷・越谷 各３０名である。

図２３　一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）（さいたま市を含まない）

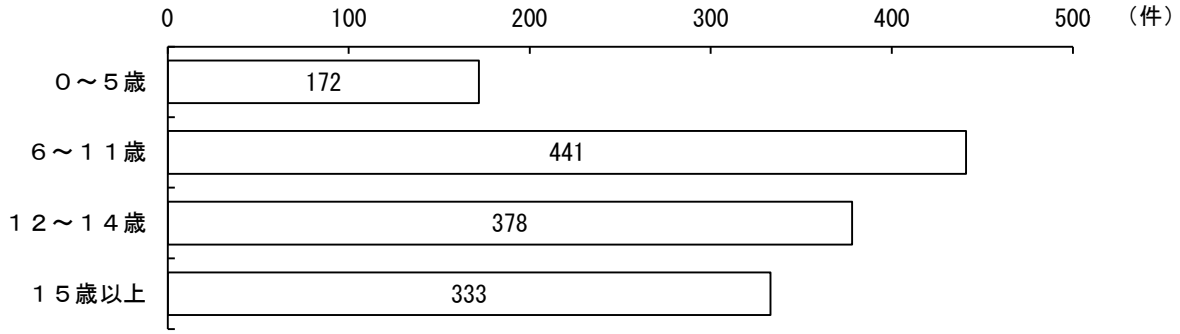


図２４　児童相談所別一時保護児童受付数（一時保護所分）（さいたま市を含まない）

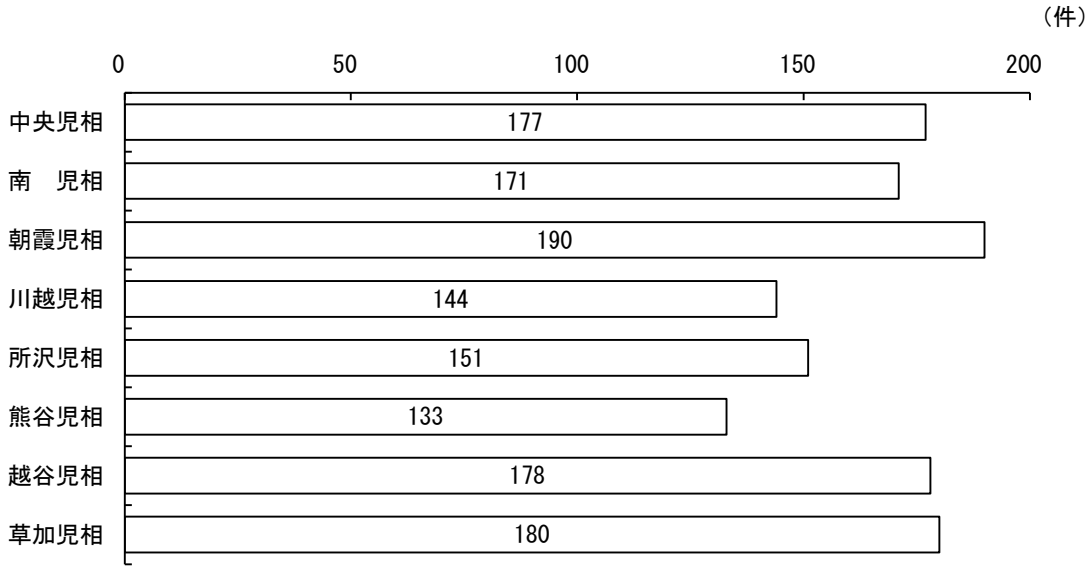


表１３　一時保護所　月別１日平均在籍児童数（さいたま市を含まない）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	34.0	28.1	36.4	39.1	38.0	38.8	39.2	36.6	38.3	36.7	38.8	37.5
南 児 相	34.6	37.2	37.8	37.2	36.3	35.3	36.5	37.6	37.1	35.1	33.5	32.8
朝霞児相	－	－	2.1	9.6	19.5	20.4	26.7	24.6	27.9	29.0	29.1	31.0
所沢児相	32.0	35.1	35.7	35.4	35.4	36.1	36.9	32.4	32.9	30.1	33.4	32.0
熊谷児相	21.8	23.3	28.7	28.0	25.6	26.9	30.8	29.4	28.5	30.0	31.6	33.3
越谷児相	28.9	33.9	36.5	38.3	40.0	41.2	40.4	40.5	42.9	38.3	38.5	42.7

注）一時保護所の定員数は、各所３０名。
　　朝霞一時保護所は令和７年６月から受け入れ開始。

図２５　一時保護所退所後の状況（さいたま市を含まない）

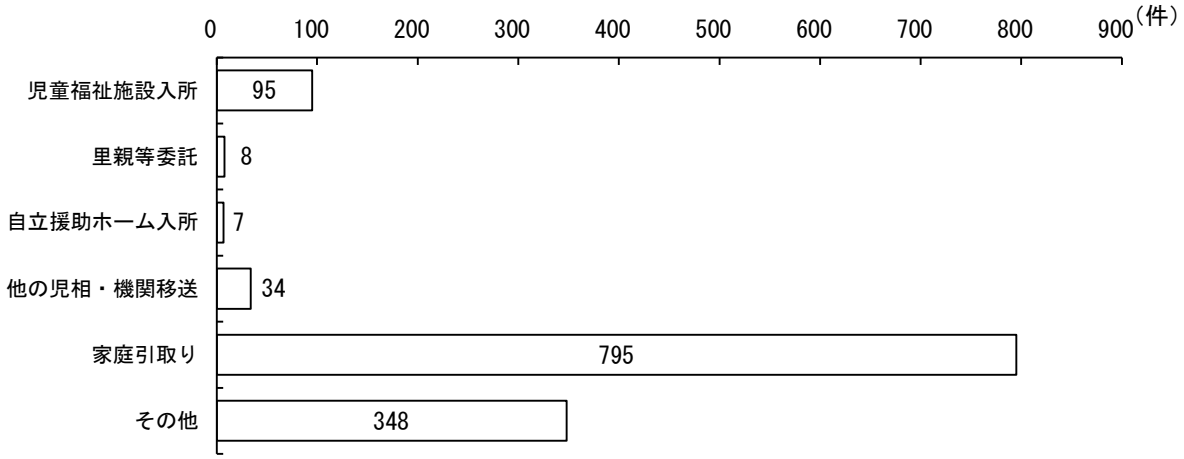


表１４　相談内容別一時保護所退所後の状況（さいたま市を含まない）

	養護相談	心身障害相　談	非行相談	育成相談	保 健・そ の 他	計
児童福祉施設入所	77	0	8	10	0	95
里 親 等 委 託	7	0	0	1	0	8
自立援助ホーム入所	5	0	2	0	0	7
他の児相・機関移送	23	0	10	1	0	34
家 庭 引 取 り	633	1	99	62	0	795
そ　の　他	298	1	29	20	0	348
計	1,043	2	148	94	0	1,287

表１５　一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数（さいたま市を含まない）

	中央	南	朝霞	所沢	熊谷	越谷	合計
Ａ保護児童数（退所児童数）	241	210	100	228	181	327	1,287
Ｂ保護延べ日数	13,375	14,437	3,004	12,779	9,707	13,724	67,026
Ｃ1日当たり平均児童数(B/365)	36.6	39.6	※　9.9	35.0	26.6	37.6	185.3
Ｄ一人当たり平均保護日数(B/A)	55.5	68.7	30.0	56.0	53.6	42.0	52.1

※朝霞一時保護所は令和７年６月から受け入れ開始のため、B/304

令和７年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表１６―１　相談・年齢階層別一時保護の委託状況（委託保護分）（さいたま市を含まない）

	養護相談	内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
０～　５歳	426	206	0	0	3	0	429
６～１１歳	221	155	15	5	8	0	249
１２～１４歳	90	59	2	6	13	0	111
１５歳以上	156	110	4	26	8	2	196
計	893	530	21	37	32	2	985

表１６―２　機関別委託解除状況（委託保護分）（さいたま市を含まない）

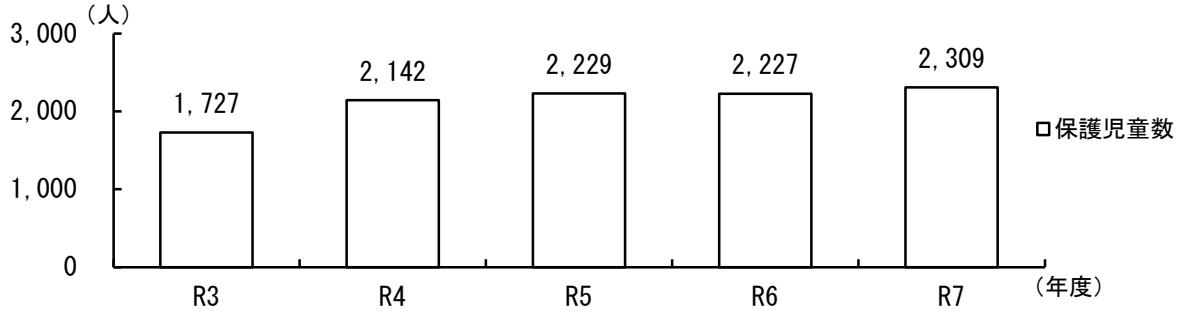
	委託	委託解除	委託機関（年度中の解除数）						
			警察等	児童福祉施設	里親	ＦＨ	自立援助ホーム	医療機関	その他
児童数	985	968	2	309	326	33	115	128	55
延べ日数	―	45,167	3	23,719	7,506	1,003	5,183	5,267	2,486

表１７　相談内容別一時保護の委託解除後の状況（さいたま市を含まない）

	養護相談	心身障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
児童福祉施設入所	169	0	0	5	0	174
里親等委託	47	0	3	0	0	50
自立援助ホーム入所	38	0	9	4	0	51
他の児相・機関移送	14	0	0	0	0	14
家庭引取り	266	4	11	9	0	290
その他	346	17	13	13	0	389
計	880	21	36	31	0	968

過去５年間に、児童相談所が一時保護した児童数（一時保護所と一時保護委託の児童数の合計）を図示すると、下図のようになる。

図２６　過去５年間の保護児童数の推移（さいたま市を含まない）



３　児童福祉施設・里親等の状況

（１）　児童福祉施設

ア　児童福祉施設（障害児施設を除く）への入退所状況

令和７年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、児童虐待相談の急増により施設利用の機会が増え、満床となる施設も出てきている。また、職員を確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設も多い。

表１８　児童福祉施設入退所状況（さいたま市を含まない）

施　　設	入所児童数	退所児童数	Ｒ８年３月末日現在
乳　児　院	104	81	171
児童養護施設	140	160	995
児童心理治療施設	19	22	60
児童自立支援施設	32	39	33
計	295	302	1,259

注）県児童相談所が措置した児童数、県外施設を含む
資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第７表

イ　障害児施設への入所状況

令和７年度の障害児施設への入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、県外施設への入所児が多く、新規の入所が難しい状況が続いている。

表１９　障害児施設への入所状況（さいたま市を含まない）

施　　設	児童数
知的障害児施設	128
肢体不自由児施設	8
重症心身障害児施設	94
そ　の　他	3
計	233

注１　令和８年３月１日現在の速報値、県外施設への入所も含む。
　２　入所の「その他」は、盲児施設入所。

ウ　施設退所児童の状況

令和７年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院からは児童福祉施設へ変更が最も多く、退所児童数に占める割合は３８.３％であった。また、児童心理治療施設からも他の児童福祉施設への変更が最も多く、５４.５％であった。児童養護施設と児童自立支援施設からは家庭引取りが最も多く、それぞれ３９.４％、４６.２％であった。

表２０　施設退所児童の状況（さいたま市を含まない）

	家庭引取り	児童福祉施設へ変更	満齢	里親委託	就職	成人施設入所	就学就園	目的達成のため	家庭環境改善	その他	計
乳児院	24	31	0	14	0	0	0	0	0	12	81
児童養護施設	63	6	12	1	25	7	8	0	1	37	160
児童心理治療施設	3	12	1	0	0	1	0	0	0	5	22
児童自立支援施設	18	8	0	0	0	3	0	1	0	9	39
計	108	57	13	15	25	11	8	1	1	63	302

図２７　乳児院退所理由の内訳（さいたま市を含まない）

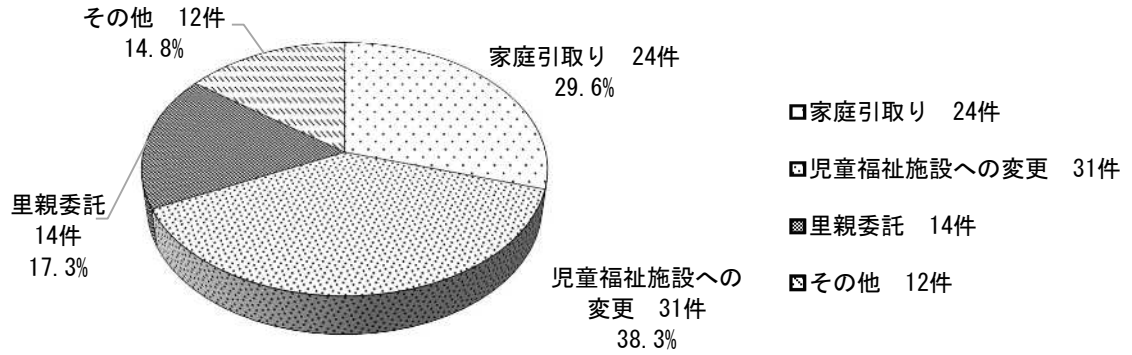
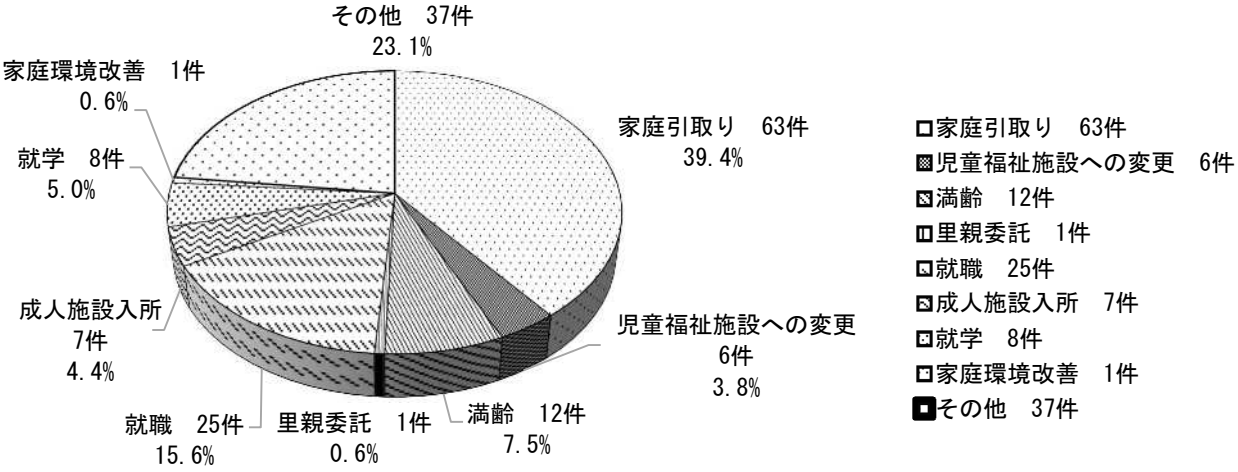


図２８　児童養護施設退所理由の内訳（さいたま市を含まない）



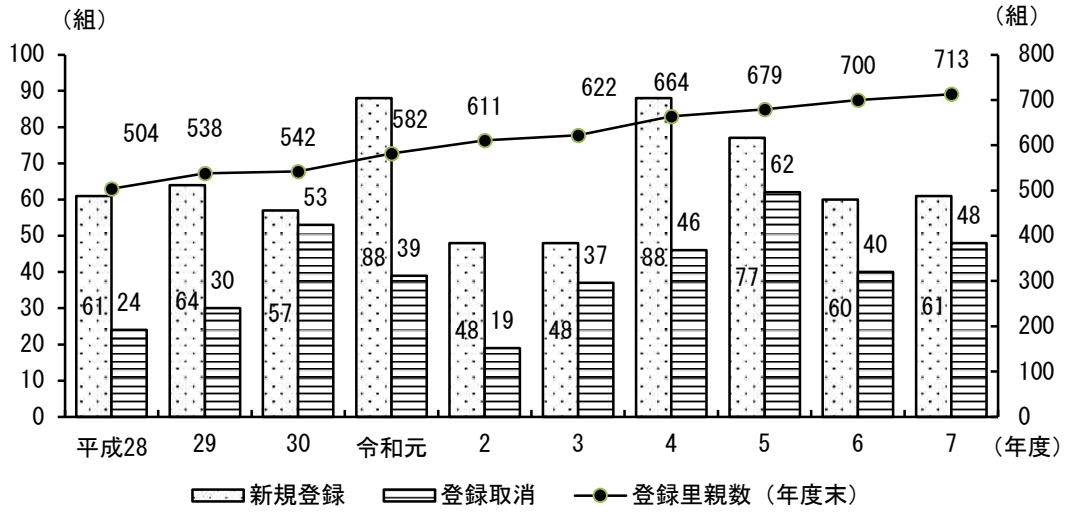
（２）里親等

ア　里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成２１年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。

さらに、平成２９年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び５年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図２９　登録里親数の推移（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表

令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在）

表２１　里親の種類別登録数（令和７年度　単位：組）（さいたま市を含まない）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登　録　里　親　数		700	61	48	713
再掲	養育里親数	694	60	46	708
	専門里親数	23	1	1	23
	親族里親数	6	2	2	6
	養子縁組里親数	520	42	33	529

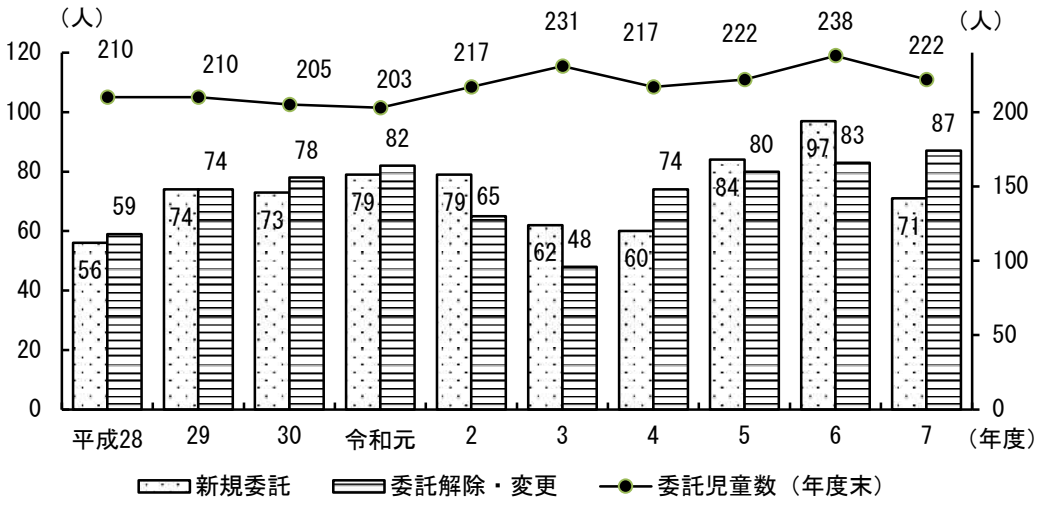
資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表　暫定値（令和８年９月３０日現在）

イ　委託の状況

令和７年度末の登録里親７１３組のうち、２０５組の里親に児童が委託されている。

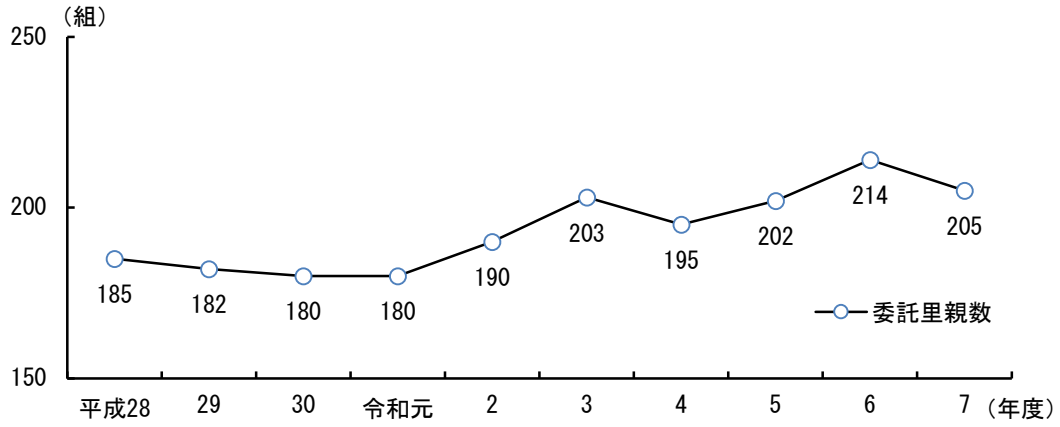
令和７年度末現在２２２人の児童が里親に委託されている。令和７年度中に新たに委託された児童は７１人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が５２.１％、家庭からの委託が２３.９％である。（令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在））

図３０　委託児童数の推移（各年度末現在）（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１３表
令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在）

図３１　委託里親数の推移（各年度末現在）（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表
令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在）

ウ　ファミリーホーム

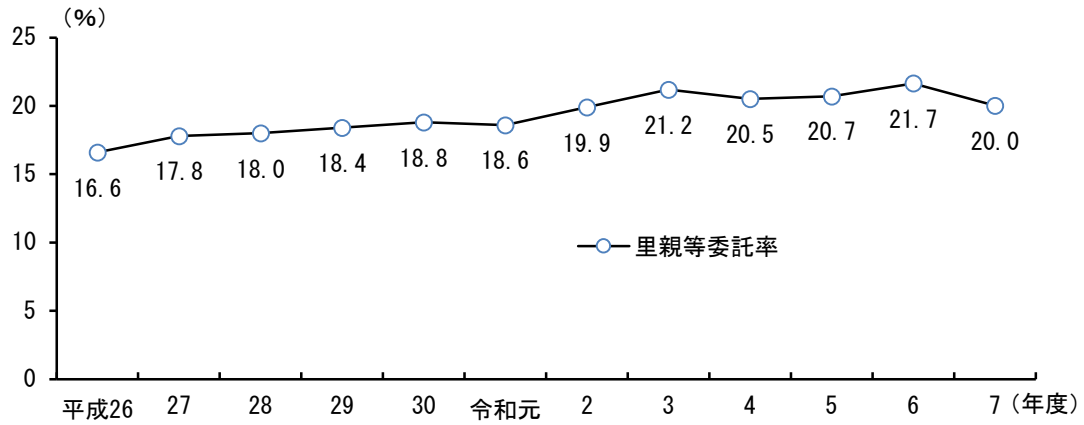
ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成２１年度に創設された制度で、令和７年度末現在で２２か所、７０人の児童が委託されている。

表２２　ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
ホーム数	法人型	6	5	4	4	3	3
	個人型	15	16	18	20	21	19
	計	21	21	22	24	24	22
委託児童数　（人）		88	87	91	84	82	70

注１）法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。
注２）ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。
資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表　暫定値（令和８年９月３０日現在）

図３２　里親等委託率の推移（各年度末現在）（さいたま市を含まない）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

※令和７年度末の数値は、暫定値（令和８年９月３０日現在）

エ　専門里親

平成１４年９月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和７年度末で２３組が登録しており、委託されている児童は３人である。

オ　委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司･児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア)　委託直後研修（里親サロン等）

表２３　委託直後研修実施状況

児童相談所	事　業　名	対　象　里　親	回　数	延べ参加者数
中　央	委託直後研修	委託直後の里親子	１１回	３６名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	６回	３０名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	６回	３３名
		小　計	２３回	９９名
南	年少児サロン	委託後２年未満の里親子	１１回	１１４名
	年長児サロン	小学生以上を委託中の里親	４回	５８名
		小　計	１５回	１７２名
朝　霞	委託直後研修会	委託後２年未満の里親子	１１回	１３４名
	思春期サロン	小学４年生以上を受託している里親	６回	３９名
		小　計	１７回	１７３名
川　越	委託直後研修会	委託後２年未満の里親子	１１回	１２５名
	思春期サロン	小学５年生以上を受託している里親	６回	３４名
		小　計	１７回	１５９名
所　沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子（小学校低学年以下）	１１回	１１１名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	６回	４６名
		小　計	１７回	１５７名
熊　谷	委託直後研修 (ひよこクラブ)	委託後２年未満の里親子	１１回	１５２名
		小　計	１１回	１５２名
越　谷	委託直後研修	委託後１年未満の里親子	１２回	１０８名
	里親サロン	委託中及び未委託の里親	１回	２１名
		小　計	１３回	１２９名
草　加	委託直後研修	委託後１年までの里親子	７回	５９名
	里親サロン	委託中及び未委託の里親	２回	２４名
		小　計	９回	８３名

(イ)　地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表２４　地域里親会活動実施状況

支部名	事　　業　　内　　容	回数・参加数
中　央 ゆずりは会	里親子レクリエーション（宿泊、若山農場等）	２６名
	おやじの会（日帰り、バーベキュー）	２４名
	ボウリング大会・食事会	６８名
南 はなみずき会	ファミリーレクリエーション（アクアパーク品川）	５３名
	クリスマス会	８２名
	いちごの会	１６５名
朝　霞 あおぞら会	所沢里親会・朝霞里親会・川越里親会合同レク 朝霞あおぞら会設立記念合同交流会運動会 ＜会場＞新座市立東北小学校	７０名
	みんなのサロン	年4回・４６名
	未委託サロン	１回・１８名
	研修会	2回・８０名
	入学・卒業お祝い会	４０名
川　越 はつかり会	レクリエーション　秋レク（家族懇親会　サイボク）	３９名
	新年会 and ミニコンサート（初かり亭）	３４名
	中学生以上レク「ボウリング&Pizza 食べ放題」 （ウニクスボウル南古谷店、ナポリの食卓川越店）	3名
	はつかり会研修（児相と共催・Zoom と会場のハイブリッド） 「アンガーマネジメントについて」【講師】松本三宣 氏	１６名
	所沢里親会・朝霞里親会・川越里親会合同レク 朝霞あおぞら会設立記念合同交流会運動会 ＜会場＞新座市立東北小学校	１７名
所　沢 里親会	所沢里親会・朝霞里親会・川越里親会合同レク 朝霞あおぞら会設立記念合同交流会運動会 ＜会場＞新座市立東北小学校	５３名
	ひまわりサロン	年5回・６３名
	研修会	2回・７３名
	入学・卒業お祝い会	３９名
熊　谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第６３号発行	年１回発行
	里親子夏のレクリエーション（伊香保方面）	５０名
	小中高生の集い	１回・２１名
	里親サロン	１回・８名
	ごっこクラブ（パンづくり体験）	計2回・１３名
	地区会（親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等）	3回・７６名
	入進学・卒業を祝う会	４７名
越　谷 さくらんぼの会	親睦会（本の読み聞かせと手遊び）	１回・２０名
	交流会（バーベキュー大会）	１回・９３名
	さくらんぼサロン	年3回・２９名
	里親子レクリエーション（日帰りバス、成田ゆめ牧場等）	７７名
	里親研修会	１回・１２名

(ウ)　里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成２１年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親等委託推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成 30 年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成３１年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ　研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前研修」）を里親登録前に受講することが必要。

(ア)　里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）を対象に、令和７年度は講義研修を７回開催した。

また、講義研修修了者を対象に施設見学を実施した。

【研修内容】〇講義研修（１日間）

・里親養育論、児童福祉論　　・先輩里親の体験談　　など

(イ)　里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に、令和７年度は講義研修を７回開催した。

また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】〇講義研修（２日間）

・里親養育論、里親養育援助技術　　・発達心理学、小児医学

・里親会活動、先輩里親の体験談　　・グループ討議など

〇養育実習（２日間）

(ウ)　里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は５年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和７年度は、講義研修を５回開催した。

【研修内容】〇講義研修(1 日間)

・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

（エ）各児相による研修

児　相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中　央	新規登録里親研修会（２回実施） 里親委託の現状について　　児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について　　児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について　　管内里親 先輩里親を交えての懇談	９月２０日 ２月７日	６名 ４名
	里親研修会 ①「なぜ増えるのか・いじめと不登校」 ～学校の現状と親の対応を中心に～ 神戸大学名誉教授　広木克行　氏 ②「出会った『目の前のこの子』と愛着関係を育むために」 児童養護施設　愛泉寮　里親支援専門相談員　島田恵満　氏	５月１４日 １１月３０日	３３名 ４８名
	里親入門講座（２回実施）　　あげお富士住建ホール 里親制度の概要　児童相談所職員 里親の養育体験談　管内里親 児童福祉施設の子どもたち　里親支援専門相談員	８月２日 ２月１４日	２名 ５名
南	新規登録里親研修会　南児童相談所 講義「こどもが委託されるまで」 グループワーク「考えてみよう！こどものいる生活」 令和７年度南はなみずき会の活動等について 里親養育体験談　管内里親１名 懇談会	１０月１９日	１１名
	登録里親研修会　川口市立青木会館 シンポジウム　里父・養父の役割を考える 懇談会　シンポジウムを受けて小グループで意見交換	６月８日	６４名
	里親入門講座　南児童相談所 里親制度の概要　児童相談所職員 里親養育体験談　管内里親２名	６月２８日	９名
	里親入門講座　蕨市役所 里親制度の概要　児童相談所職員 里親養育体験談　管内里親２名	１０月２６日	１９名
朝　霞	里親入門講座 ＜場所＞第１回　フォーシーズンズ志木 第２回　ふじみ野ステラ・イースト	８月９日 １月１７日	１１名 １９名
	朝霞地区里親会合同研修会　朝霞児童相談所　大会議室 「イライラしない子育て講座」 講師：ＳＳ式イライラしない子育て法 ＣＰＡ講師 山﨑栄慈 氏	１月３１日	１７名

川　越	委託・未委託里親研修会　川越児童相談所　大会議室 「子どもたちの声を聞くということ～乳児院での子どもたちとのかかわりから～」 講師：大塚由利子氏（愛泉乳児園　里親支援専門員）	10月28日	16名
	里親入門講座 ＜場所＞川越児童相談所　大会議室 制度概要：児童相談所職員、里親体験談：管内里親2組	10月4日	15名
所　沢	里親研修会（第1回）所沢児童相談所 大会議室 ＜内容＞分科会	6月7日	33名
	里親入門講座 ＜場所＞第1回　新所沢公民館 第2回　狭山市立中央公民館	5月31日 2月28日	23名 40名
	里親研修会（第2回）所沢児童相談所 大会議室 ＜内容＞「防災教室～もしもの時にどうすればいいの？～」	3月1日	35名
熊　谷	里親研修会（第１回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞・講演『児童心理治療施設多機能化事業 ～思春期サポート事業と事例紹介について～』 ・グループ討議	6月8日	73名
	里親研修会（第2回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞・講演『子どもの性を考える ー何を伝え、どう答えるかー(幼児期～思春期)』 ・グループ討議	2月8日	56名
	里親入門講座【フォスタリング事業　社会福祉法人愛の泉】 ＜場所＞第1回　社会福祉法人　愛の泉 第2回　熊谷児童相談所 第3回　岡部公民館 第4回　社会福祉法人　愛の泉 第5回　行田市商工センター ＜内容＞里親養育体験談　管内里親（1～2名） 里親制度の概要	5月10日 7月1日 9月21日 11月8日 3月14日	6名 11名 9名 9名 15名
越　谷	里親入門講座　越谷市北部市民会館 里親制度の概要　児童相談所職員 里親養育体験談　管内里親2名	9月6日 12月6日	15名 4名
草　加	新規登録里親オリエンテーション	11月11日 11月13日 2月9日	2名 2名 2名
	里親入門講座　　草加児童相談所 里親制度の概要　　児童相談所職員 里親の養育体験談　　管内里親	5月24日 11月15日	8名 9名

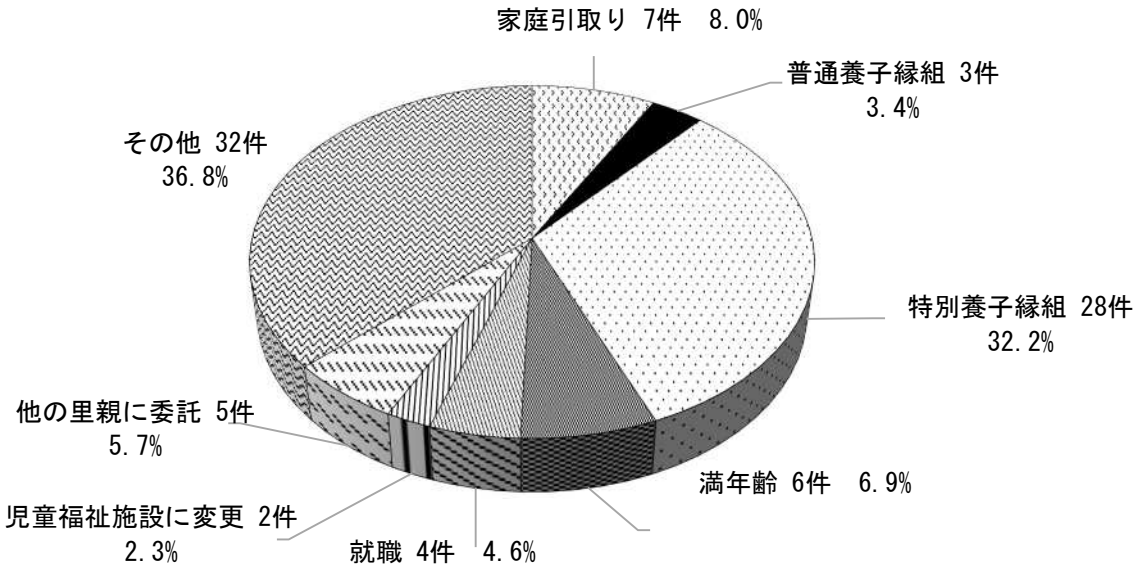
キ　委託解除の状況

令和７年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は８７件であった。その内訳は次表のとおりである。

表２５　委託解除の状況　（さいたま市を含まない）

委託解除理由	件数	割合
家庭引取り	7 件	8.0%
普通養子縁組	3 件	3.4%
特別養子縁組	28 件	32.2%
満年齢	6 件	6.9%
就　職	4 件	4.6%
児童福祉施設に変更	2 件	2.3%
他の里親に委託	5 件	5.7%
そ の 他	32 件	36.8%
合　　計	87 件	100%

図３３　委託解除の理由（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１３表　暫定値（令和８年９月３０日現在）

第 3 部

資　　料

1　相談件数等の推移

(1) 最近10年間の推移

ア　人口、世帯数、相談件数の推移

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
県 人 口　(人) *1)	7,323,360	7,343,733	7,362,941	7,377,199	7,389,961	7,393,780	7,385,819	7,381,007	7,378,619	7,374,298	7,368,512
世 帯 数　(世帯) *2)	3,167,683	3,212,325	3,259,326	3,305,884	3,353,947	3,397,955	3,431,655	3,470,032	3,511,720	3,555,025	3,598,542
児童人口　(人) *3)	1,142,134	1,134,141	1,124,917	1,112,555	1,098,582	1,083,520	1,067,920	1,052,733	1,038,200	1,019,199	997,366
相談件数　(件)	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130	30,610
児童人口1,000人当たりの相談件数 (件)	19.3	24.1	26.4	30.7	34.0	33.6	38.2	38.3	39.0	38.2	38.5

注）１　児童人口は18歳未満の人口。
　　２　*1)～*3)はさいたま市を含む各年度の１月１日現在の人口　（県統計課「町(丁)字別人口調査」）。
　　３　相談件数及び児童人口1,000人当たりの相談件数は、さいたま市を除く県の７児童相談所における管内児童人口と受理相談件数を基にしている。

イ　相談内容別受付数の推移

（単位：件）

相談内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
養護相談	9,469	12,542	13,946	16,294	18,219	18,718	19,446	20,184	19,423	17,712	17,821
保健相談	42	47	30	36	45	34	27	41	45	53	43
障害相談	5,872	6,480	6,156	6,593	6,564	5,112	8,053	7,030	7,445	8,120	7,184
肢体不自由相談	46	25	27	29	15	11	9	16	18	16	16
視聴覚障害相談	2	2	1	0	0	0	1	0	6	0	0
言語発達障害等相談	37	28	10	9	9	6	4	3	3	3	31
重症心身障害相談	88	63	65	99	73	49	87	36	59	86	42
知的障害相談	5,555	6,197	5,907	6,339	6,356	4,952	7,826	6,813	7,206	7,850	7,013
発達障害相談	144	165	146	117	111	94	126	162	153	165	82
非行相談	666	635	492	496	420	424	478	647	713	699	773
ぐ犯行為等相談	384	399	316	339	274	300	353	428	501	487	559
触法行為等相談	282	236	176	157	146	124	125	219	212	212	214
育成相談	1,344	1,346	1,393	1,357	1,468	1,411	1,587	1,839	2,110	2,049	2,104
性格行動相談	813	792	825	773	707	763	890	1,183	1,453	1,395	1,506
不登校相談	254	275	282	221	280	174	228	251	199	221	190
適性相談	3	8	12	8	7	6	4	6	1	7	10
育児・しつけ相談	274	271	274	355	474	468	465	399	457	426	398
その他の相談	653	1,248	2,227	2,959	3,620	3,742	3,279	2,603	2,699	2,497	2,685
計	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130	30,610

ウ　経路別受付件数の推移

※　（単位：件）

受付経路	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
都道府県・市町村	5,706	6,298	6,356	6,812	7,124	6,341	8,201	7,772	8,058	8,595	都道府県・市町村	8,231
福祉事務所	4,724	5,171	5,072	5,424	5,522	4,614	6,527	6,062	6,325	6,854	児童相談所	1,601
児童委員	11	9	13	11	26	15	13	15	5	7	こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門	2,207
市町村等	971	1,118	1,271	1,377	1,576	1,712	1,661	1,695	1,728	1,734	その他	4,423
児童福祉施設・里親等	107	126	110	169	163	135	156	167	163	166	児童福祉施設・里親等	170
児童福祉施設・保育所	103	114	100	160	151	118	142	159	156	159	児童福祉施設・保育所	166
里親	2	5	3	4	6	7	3	4	3	0	里親	1
児童家庭支援センター	2	7	7	5	6	10	11	4	4	7	児童家庭支援センター	3
警察等	4,126	7,174	9,453	11,131	12,599	12,939	13,094	14,109	13,443	11,767	警察等	10,962
家庭裁判所	96	96	107	81	119	101	79	78	91	85	家庭裁判所	120
学校・教育委員会等	666	756	662	881	1,109	985	1,045	958	1,090	1,098	学校・教育委員会等	1,128
学校・幼稚園	626	717	630	836	1,056	912	965	897	1,031	1,025	学校・幼稚園	1,066
教育委員会等	40	39	32	45	53	73	80	61	59	73	教育委員会等	62
保健所・医療機関	311	330	329	339	376	354	375	393	422	392	保健所・医療機関	371
保健所	18	12	13	12	18	23	11	4	11	5	保健所	9
医療機関	293	318	316	327	358	331	364	389	411	387	医療機関	362
家族・親戚	5,046	5,418	5,314	5,783	5,884	5,449	6,421	5,890	6,177	6,181	家族・親戚	6,490
児童本人	140	149	133	176	177	337	372	351	330	328	児童本人	492
児童委員（通告の仲介を含む）	9	11	12	14	10	13	7	9	4	1	児童委員（通告の仲介を含む）	1
近隣・知人	1,343	1,395	1,284	1,742	2,175	2,209	2,529	2,037	2,036	1,920	近隣・知人	1,960
その他	496	545	484	607	600	578	591	580	621	597	その他	685
計	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130	計	30,610

※　「福祉行政報告例」から「こどもの福祉と保健に関する状況報告」への統計整理に伴うもの

2　統計（こどもの福祉と保健に関する状況報告）

全児童相談所

(1) 経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	都道府県・市町村の児童福祉・母子保健門こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	633	731	32	81	0	7,910	0	5	156	577	14	0	0	1,118	1,175	189	113	12,734
その他	968	1,476	4,391	85	3	3,052	120	4	206	489	48	1	1	5,372	785	303	572	17,876
計	1,601	2,207	4,423	166	3	10,962	120	9	362	1,066	62	1	1	6,490	1,960	492	685	30,610
構成比%	5.2%	7.2%	14.4%	0.5%	0.0%	35.8%	0.4%	0.0%	1.2%	3.5%	0.2%	0.0%	0.0%	21.2%	6.4%	1.6%	2.2%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(全児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
0歳	1,130	755	375	1	16	0	0	0	44	147	1,338	0
1歳	916	695	221	5	72	0	0	0	29	136	1,158	0
2歳	965	749	216	0	170	0	0	0	37	157	1,329	0
3歳	1,003	759	244	0	428	0	0	0	42	149	1,622	0
4歳	941	727	214	1	505	0	0	0	65	171	1,683	0
5歳	991	752	239	0	829	1	0	1	44	165	2,030	0
6歳	914	702	212	2	412	0	0	0	78	152	1,558	1
7歳	975	744	231	1	524	4	1	3	88	157	1,749	2
8歳	1,034	793	241	3	560	6	3	3	90	149	1,842	0
9歳	995	764	231	2	169	13	8	5	108	138	1,425	0
10歳	975	748	227	2	209	32	19	13	138	135	1,491	1
11歳	1,044	798	246	2	414	37	19	18	154	111	1,762	0
12歳	1,073	814	259	3	402	68	39	29	206	109	1,861	2
13歳	1,011	741	270	2	447	148	83	65	220	112	1,940	3
14歳	975	701	274	3	336	132	79	53	234	120	1,800	0
15歳	947	629	318	3	266	117	102	15	204	124	1,661	1
16歳	829	532	297	5	311	126	120	6	150	129	1,550	1
17歳	771	487	284	5	729	75	73	2	133	138	1,851	1
18歳以上	249	77	172	2	375	9	8	1	11	145	791	0
不詳	83	36	47	1	10	5	5	0	29	41	169	3
計	17,821	13,003	4,818	43	7,184	773	559	214	2,104	2,685	30,610	15
構成比%	58.2%	42.5%	15.7%	0.1%	23.5%	2.5%	1.8%	0.7%	6.9%	8.8%	100.0%	0.0%

(3) 相談内容別対応状況(全児相)

（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・送致	児童福祉施設						指定医療機関委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第４号所第２７条による送致第１項家庭裁判	障害児施設等利用契約	その他	計
							入所					通所								
	助言指導	継続指導	他あっせん機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設					自立援助ホーム	その他			
養護相談	14,877	195	359	375	5	769	83	97	6	8	10	0	0	30	7	31	2		5	436	17,295
児童虐待相談	10,856	99	269	337	4	762	61	46	3	8	8	0	0	12	5	15	0		1	152	12,638
その他の相談	4,021	96	90	38	1	7	22	51	3	0	2	0	0	18	2	16	2		4	284	4,657
保健相談	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	5	45
障害相談	5,671	51	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0		45	1,332	7,106
非行相談	601	30	35	21	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	11	0	4	0	24	737
ぐ犯行為等相談	432	24	21	13	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	11	0	1	0	18	527
触法行為等相談	169	6	14	8	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6	210
育成相談	1,892	33	34	7	0	2	2	2	6	1	0	0	0	0	0	2	0		0	105	2,086
その他の相談	1,531	4	74	3	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9		0	1,029	2,669
計	24,612	313	507	406	5	781	85	99	23	9	12	0	0	30	7	53	11	4	50	2,931	29,938
構成比 %	82.2%	1.0%	1.7%	1.4%	0.0%	2.6%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	9.8%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(全児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路

（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	922	133	1,164	182	721	0	6	156	74	7,876	577	781	12,592

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者

（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	5,504	546	6,021	45	476	12,592

ウ　被虐待者の年齢・相談種別

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
0～3歳未満	228	5	1,568	364	278	2,079
3～学齢前児童	451	17	1,916	365	460	2,844
小学生	1,253	60	2,590	453	633	4,536
中学生	663	40	1,116	171	237	2,056
高校生・その他	354	26	579	102	118	1,077
計	2,949	148	7,769	1,455	1,726	12,592

エ　児童虐待防止法関係における安全確認等の対応状況

（単位：件）

	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・捜索	援助要請	保護者指導勧告	親権停止審判	全部制限
件数	12,438	2	0	0	3	0	2	0

オ　親権・後見人関係

（単位：件）

	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	0	0	0	0	4	0
承認件数	0	0	0	0	1	0

中央児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	部門の児童福祉・母子保健こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	94	121	8	6	0	939	0	3	16	105	2	0	0	161	156	28	19	1,658
その他	93	162	618	5	0	352	8	1	16	48	1	0	0	689	77	44	76	2,190
計	187	283	626	11	0	1,291	8	4	32	153	3	0	0	850	233	72	95	3,848
構成比%	4.9%	7.4%	16.3%	0.3%	0.0%	33.5%	0.2%	0.1%	0.8%	4.0%	0.1%	0.0%	0.0%	22.1%	6.1%	1.9%	2.5%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(中央児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
0歳	141	109	32	0	2	0	0	0	7	22	172	0
1歳	98	83	15	1	6	0	0	0	6	8	119	0
2歳	113	95	18	0	27	0	0	0	3	11	154	0
3歳	99	83	16	0	85	0	0	0	7	12	203	0
4歳	117	90	27	0	82	0	0	0	7	22	228	0
5歳	142	104	38	0	129	1	0	1	5	22	299	0
6歳	101	86	15	0	51	0	0	0	8	13	173	0
7歳	128	111	17	0	74	1	0	1	12	22	237	0
8歳	134	100	34	1	70	1	1	0	5	29	240	0
9歳	135	108	27	0	18	2	2	0	13	20	188	0
10歳	123	94	29	1	22	1	1	0	19	11	177	0
11歳	156	124	32	0	53	2	0	2	23	7	241	0
12歳	119	98	21	0	44	5	3	2	24	9	201	0
13歳	133	108	25	0	61	29	15	14	26	12	261	1
14歳	118	84	34	1	48	15	11	4	23	9	214	0
15歳	113	65	48	2	35	21	19	2	31	15	217	1
16歳	104	68	36	1	34	10	8	2	20	11	180	0
17歳	105	70	35	0	83	13	13	0	10	22	233	0
18歳以上	25	9	16	1	49	2	2	0	1	17	95	0
不詳	9	3	6	1	1	1	1	0	1	3	16	0
計	2,213	1,692	521	9	974	104	76	28	251	297	3,848	2
構成比%	57.5%	44.0%	13.5%	0.2%	25.3%	2.7%	2.0%	0.7%	6.5%	7.7%	100.0%	0.1%

(3) 相談内容別対応状況(中央児相)　　（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・送致	児童福祉施設						指定医療機関発達支援委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第２号による家庭裁判所第４号措置	障害児施設等への利用契約	その他	計
							入所					通所									
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設					自立援助ホーム	その他				
養護相談	1,838	11	50	49	0	108	12	12	2	0	0	0	0	0	1	4	0		0	51	2,138
児童虐待相談	1,395	6	42	47	0	108	8	6	1	0	0	0	0	0	1	4	0		0	21	1,639
その他の相談	443	5	8	2	0	0	4	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	30	499
保健相談	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	9
障害相談	830	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3	144	983
非行相談	77	2	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	93
ぐ犯行為等相談	53	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	67
触法行為等相談	24	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
育成相談	218	2	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	24	251
その他の相談	163	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		0	127	296
計	3,134	20	66	51	0	108	12	13	3	0	0	0	0	0	1	6	3	0	3	350	3,770
構成比 %	83.1%	0.5%	1.8%	1.4%	0.0%	2.9%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	9.3%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(中央児相)

ア　虐待相談の経路

（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	132	17	151	25	127	0	3	19	5	933	101	123	1,636

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者

（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	740	65	778	4	49	1,636

ウ　被虐待者の年齢・相談種別

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	32	0	216	61	32	280
３～学齢前児童	72	3	220	45	53	348
小学生	160	10	359	80	91	620
中学生	73	4	131	30	34	242
高校生・その他	50	4	71	11	21	146
計	387	21	997	227	231	1,636

南　児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	部の児童福祉・母子保健門こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	113	98	7	15	0	1,279	0	2	30	68	3	0	0	134	217	26	12	2,004
その他	124	142	558	13	0	447	18	2	30	64	2	0	0	729	116	51	83	2,379
計	237	240	565	28	0	1,726	18	4	60	132	5	0	0	863	333	77	95	4,383
構成比%	5.4%	5.5%	12.9%	0.6%	0.0%	39.4%	0.4%	0.1%	1.4%	3.0%	0.1%	0.0%	0.0%	19.7%	7.6%	1.8%	2.2%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(南児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
0歳	182	117	65	0	1	0	0	0	5	25	213	0
1歳	134	102	32	0	13	0	0	0	3	12	162	0
2歳	152	126	26	0	13	0	0	0	5	14	184	0
3歳	178	133	45	0	42	0	0	0	4	17	241	0
4歳	159	129	30	0	83	0	0	0	7	16	265	0
5歳	148	115	33	0	114	0	0	0	5	27	294	0
6歳	144	106	38	0	68	0	0	0	6	21	239	0
7歳	151	115	36	0	64	1	0	1	16	25	257	1
8歳	146	116	30	0	60	1	0	1	9	22	238	0
9歳	142	113	29	0	21	2	1	1	9	14	188	0
10歳	160	122	38	0	29	3	1	2	10	17	219	0
11歳	154	117	37	0	54	2	2	0	26	13	249	0
12歳	179	133	46	1	43	3	2	1	16	8	250	0
13歳	162	112	50	1	45	16	12	4	30	13	267	1
14歳	175	118	57	0	34	17	13	4	21	19	266	0
15歳	162	98	64	1	35	14	9	5	9	12	233	0
16歳	137	76	61	0	30	26	24	2	18	17	228	0
17歳	137	77	60	1	94	7	7	0	9	17	265	0
18歳以上	36	10	26	0	33	0	0	0	2	26	97	0
不詳	14	3	11	0	3	0	0	0	3	8	28	0
計	2,852	2,038	814	4	879	92	71	21	213	343	4,383	2
構成比%	65.1%	46.5%	18.6%	0.1%	20.1%	2.1%	1.6%	0.5%	4.9%	7.8%	100.0%	0.0%

(3) 相談内容別対応状況(南児相)

（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・委託指導送致	児童福祉施設						指定医療機関委託発達支援	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第４号による家庭裁判所送致	障害児施設等利用契約への	その他	計
							入所					通所									
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設					自立援助ホーム	その他				
養護相談	2,599	24	50	53	0	34	16	14	1	3	4	0	0	3	2	4	0		2	139	2,948
児童虐待相談	1,920	9	31	49	0	33	16	4	1	3	4	0	0	1	2	2	0		0	73	2,148
その他の相談	679	15	19	4	0	1	0	10	0	0	0	0	0	2	0	2	0		2	66	800
保健相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	4
障害相談	703	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7	149	867
非行相談	79	5	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	94
ぐ犯行為等相談	65	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	75
触法行為等相談	14	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
育成相談	192	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	17	218
その他の相談	188	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		0	145	343
計	3,765	38	66	56	0	34	16	14	3	3	4	0	0	3	2	6	1	0	9	454	4,474
構成比 %	84.2%	0.8%	1.5%	1.3%	0.0%	0.8%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	10.1%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(南児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路

（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	121	11	221	27	105	0	2	25	14	1,407	71	141	2,145

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者

（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	962	90	1,025	14	54	2,145

ウ　被虐待者の年齢・相談種別

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	34	0	255	52	52	341
３～学齢前児童	58	5	375	67	82	520
小学生	217	9	426	68	90	742
中学生	126	13	186	30	39	364
高校生・その他	58	5	88	11	27	178
計	493	32	1,330	228	290	2,145

朝霞児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	部門の児童福祉・母子保健こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	61	85	6	5	0	1,028	0	0	29	92	4	0	0	167	157	27	31	1,692
その他	121	139	509	9	0	328	14	0	22	76	9	0	0	757	102	27	69	2,182
計	182	224	515	14	0	1,356	14	0	51	168	13	0	0	924	259	54	100	3,874
構成比%	4.7%	5.8%	13.3%	0.4%	0.0%	35.0%	0.4%	0.0%	1.3%	4.3%	0.3%	0.0%	0.0%	23.9%	6.7%	1.4%	2.6%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(朝霞児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
0歳	130	84	46	0	4	0	0	0	10	21	165	0
1歳	114	91	23	0	17	0	0	0	2	15	148	0
2歳	120	94	26	0	37	0	0	0	6	22	185	0
3歳	124	103	21	0	46	0	0	0	10	21	201	0
4歳	108	88	20	0	67	0	0	0	23	22	220	0
5歳	124	96	28	0	80	0	0	0	7	17	228	0
6歳	114	95	19	0	51	0	0	0	11	12	188	1
7歳	128	104	24	0	79	1	1	0	9	29	246	1
8歳	125	101	24	0	57	1	0	1	21	20	224	0
9歳	139	118	21	1	20	1	0	1	16	17	194	0
１０歳	131	108	23	0	21	5	3	2	24	25	206	0
１１歳	152	124	28	0	48	7	5	2	19	18	244	0
１２歳	142	119	23	1	54	7	6	1	35	21	260	1
１３歳	112	85	27	0	58	28	18	10	38	10	246	0
１４歳	115	92	23	0	42	28	14	14	46	17	248	0
１５歳	123	95	28	0	21	17	14	3	33	18	212	0
１６歳	87	65	22	0	28	9	9	0	15	14	153	0
１７歳	77	56	21	1	68	10	10	0	17	21	194	0
１８歳以上	30	9	21	0	43	3	3	0	2	16	94	0
不詳	5	2	3	0	1	0	0	0	7	5	18	1
計	2,200	1,729	471	3	842	117	83	34	351	361	3,874	4
構成比％	56.8%	44.6%	12.2%	0.1%	21.7%	3.0%	2.1%	0.9%	9.1%	9.3%	100.0%	0.1%

(3) 相談内容別対応状況(朝霞児相)　　（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・送致	児童福祉施設						指定医療機関委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第２号による送致４所利用	障害児施設等への契約	その他	計
							入所					通所									
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設					自立援助ホーム	その他				
養護相談	1,807	41	42	60	0	11	2	16	0	0	0	0	0	11	0	1	1		0	46	2,038
児童虐待相談	1,441	14	32	55	0	11	2	7	0	0	0	0	0	4	0	1	0		0	21	1,588
その他の相談	366	27	10	5	0	0	0	9	0	0	0	0	0	7	0	0	1		0	25	450
保健相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	3
障害相談	662	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		11	138	825
非行相談	89	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	105
ぐ犯行為等相談	63	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	74
触法行為等相談	26	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31
育成相談	313	9	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	16	342
その他の相談	216	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	134	358
計	3,089	71	56	63	0	11	2	16	1	0	1	0	0	11	0	1	1	0	11	337	3,671
構成比 %	84.1%	1.9%	1.5%	1.7%	0.0%	0.3%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	9.2%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(朝霞児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路　（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	129	24	149	24	67	0	1	33	5	956	90	102	1,580

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者　（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	710	42	775	0	53	1,580

ウ　被虐待者の年齢・相談種別　（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	33	0	182	33	24	239
３～学齢前児童	51	1	240	39	50	342
小学生	179	13	350	33	73	615
中学生	92	3	143	9	22	260
高校生・その他	44	0	66	4	14	124
計	399	17	981	118	183	1,580

川越児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	一部の児童福祉・母子保健門こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	80	80	6	0	0	829	0	0	18	38	0	0	0	125	121	18	14	1,329
その他	150	265	449	11	1	299	16	0	35	41	1	1	1	642	114	31	49	2,106
計	230	345	455	11	1	1,128	16	0	53	79	1	1	1	767	235	49	63	3,435
構成比%	6.7%	10.0%	13.2%	0.3%	0.0%	32.8%	0.5%	0.0%	1.5%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	22.3%	6.8%	1.4%	1.8%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(川越児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
0歳	109	68	41	1	1	0	0	0	4	14	129	0
1歳	101	74	27	1	2	0	0	0	9	27	140	0
2歳	103	73	30	0	23	0	0	0	5	26	157	0
3歳	108	76	32	0	36	0	0	0	7	27	178	0
4歳	93	75	18	0	44	0	0	0	10	29	176	0
5歳	94	73	21	0	88	0	0	0	4	29	215	0
6歳	110	86	24	0	41	0	0	0	10	37	198	0
7歳	90	76	14	1	48	0	0	0	8	24	171	0
8歳	116	87	29	1	59	2	1	1	5	21	204	0
9歳	89	67	22	1	26	3	2	1	11	19	149	0
10歳	89	63	26	0	33	6	3	3	21	18	167	0
11歳	113	80	33	1	38	8	4	4	14	23	197	0
12歳	120	96	24	1	55	5	2	3	29	19	229	0
13歳	105	77	28	0	66	10	3	7	23	18	222	1
14歳	99	70	29	0	41	14	10	4	35	17	206	0
15歳	114	77	37	0	30	12	11	1	24	20	200	0
16歳	82	58	24	3	34	14	13	1	12	24	169	0
17歳	98	70	28	2	79	15	15	0	15	14	223	0
18歳以上	26	8	18	0	42	1	0	1	0	18	87	0
不詳	6	2	4	0	0	2	2	0	5	5	18	1
計	1,865	1,356	509	12	786	92	66	26	251	429	3,435	2
構成比%	54.3%	39.5%	14.8%	0.3%	22.9%	2.7%	1.9%	0.8%	7.3%	12.5%	100.0%	0.1%

(3) 相談内容別対応状況(川越児相)　　（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・送致	児童福祉施設						指定医療機関発達支援委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第２号による送致４所	障害児施設等への利用契約	その他	計
							入所					通所								
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設					自立援助ホーム	その他			
養護相談	1,364	16	34	46	0	229	11	12	0	1	1	0	0	6	2	3	0		0	29	1,754
児童虐待相談	942	6	27	42	0	228	6	7	0	1	1	0	0	1	1	2	0		0	6	1,270
その他の相談	422	10	7	4	0	1	5	5	0	0	0	0	0	5	1	1	0		0	23	484
保健相談	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	14
障害相談	642	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		6	141	797
非行相談	72	1	4	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	87
ぐ犯行為等相談	49	1	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	59
触法行為等相談	23	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	28
育成相談	242	4	4	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		0	3	256
その他の相談	306	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4		0	109	424
計	2,640	29	44	52	0	229	11	12	1	2	2	0	0	6	2	6	4	0	6	286	3,332
構成比 %	79.2%	0.9%	1.3%	1.6%	0.0%	6.9%	0.3%	0.4%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	8.6%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(川越児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路　（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	94	12	127	18	76	0	0	19	0	790	36	95	1,267

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者　（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	566	58	590	5	48	1,267

ウ　被虐待者の年齢・相談種別　（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	19	0	139	32	28	186
３～学齢前児童	42	1	183	40	58	284
小学生	124	4	251	49	69	448
中学生	61	5	127	20	21	214
高校生・その他	40	4	76	21	15	135
計	286	14	776	162	191	1,267

所沢児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	部の児童福祉・母子保健門こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	79	96	1	16	0	879	0	0	16	49	0	0	0	105	134	16	9	1,400
その他	141	170	584	9	2	379	17	0	25	70	4	0	0	704	78	33	70	2,286
計	220	266	585	25	2	1,258	17	0	41	119	4	0	0	809	212	49	79	3,686
構成比%	6.0%	7.2%	15.9%	0.7%	0.1%	34.1%	0.5%	0.0%	1.1%	3.2%	0.1%	0.0%	0.0%	21.9%	5.8%	1.3%	2.1%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(所沢児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
0歳	140	86	54	0	1	0	0	0	3	5	149	0
1歳	111	71	40	1	16	0	0	0	2	6	136	0
2歳	121	74	47	0	26	0	0	0	6	9	162	0
3歳	119	78	41	0	37	0	0	0	3	7	166	0
4歳	103	65	38	0	53	0	0	0	4	8	168	0
5歳	137	89	48	0	92	0	0	0	5	6	240	0
6歳	95	65	30	0	50	0	0	0	11	7	163	0
7歳	114	68	46	0	79	0	0	0	18	7	218	0
8歳	142	99	43	0	68	0	0	0	12	9	231	0
9歳	158	111	47	0	28	0	0	0	13	12	211	0
１０歳	135	97	38	0	20	2	1	1	27	9	193	0
１１歳	130	94	36	0	47	1	1	0	17	12	207	0
１２歳	148	94	54	0	40	8	5	3	37	12	245	0
１３歳	143	91	52	0	59	8	6	2	34	9	253	0
１４歳	122	81	41	0	47	10	3	7	32	11	222	0
１５歳	127	70	57	0	28	9	8	1	44	11	219	0
１６歳	99	54	45	0	40	18	18	0	42	12	211	0
１７歳	63	35	28	0	78	4	3	1	34	4	183	1
１８歳以上	36	15	21	0	48	0	0	0	1	9	94	0
不詳	9	2	7	0	0	1	1	0	3	2	15	0
計	2,252	1,439	813	1	857	61	46	15	348	167	3,686	1
構成比％	61.1%	39.0%	22.1%	0.0%	23.3%	1.7%	1.2%	0.4%	9.4%	4.5%	100.0%	0.0%

(3) 相談内容別対応状況(所沢児相)　　（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・送致	児童福祉施設						医療機関委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第４号による家庭裁判所送致	障害児施設等利用契約	その他	計
							入所					通所				自立援助ホーム	その他			
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設									
養護相談	1,984	44	46	35	5	5	15	4	0	0	1	0	0	7	1	3	0		0	41	2,191
児童虐待相談	1,273	24	36	28	4	5	12	1	0	0	0	0	0	5	1	3	0		0	2	1,394
その他の相談	711	20	10	7	1	0	3	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0		0	39	797
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1
障害相談	686	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		8	149	852
非行相談	51	3	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	66
ぐ犯行為等相談	40	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	49
触法行為等相談	11	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
育成相談	322	9	8	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	5	346
その他の相談	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	67	163
計	3,140	64	62	37	5	5	15	4	2	0	1	0	0	7	1	4	0	1	8	263	3,619
構成比 %	86.8%	1.8%	1.7%	1.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	7.3%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(所沢児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路

（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	86	18	123	16	92	0	0	13	14	891	52	86	1,391

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者

（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	620	66	664	0	41	1,391

ウ　被虐待者の年齢・相談種別

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	20	0	170	30	37	227
３～学齢前児童	51	2	192	31	49	294
小学生	138	6	300	43	91	535
中学生	70	1	131	8	37	239
高校生・その他	29	2	52	7	13	96
計	308	11	845	119	227	1,391

熊谷児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	都道府県の児童福祉・母子保健部門こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	67	136	1	16	0	1,002	0	0	11	44	2	0	0	128	117	24	9	1,557
その他	103	283	562	8	0	488	20	1	29	47	4	0	0	718	96	49	103	2,511
計	170	419	563	24	0	1,490	20	1	40	91	6	0	0	846	213	73	112	4,068
構成比%	4.2%	10.3%	13.8%	0.6%	0.0%	36.6%	0.5%	0.0%	1.0%	2.2%	0.1%	0.0%	0.0%	20.8%	5.2%	1.8%	2.8%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(熊谷児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
０歳	158	106	52	0	1	0	0	0	9	18	186	0
１歳	132	97	35	1	6	0	0	0	3	26	168	0
２歳	143	104	39	0	15	0	0	0	2	22	182	0
３歳	127	91	36	0	54	0	0	0	5	24	210	0
４歳	137	98	39	0	49	0	0	0	3	26	215	0
５歳	121	86	35	0	91	0	0	0	7	24	243	0
６歳	118	82	36	0	55	0	0	0	16	26	215	0
７歳	147	96	51	0	59	1	0	1	10	19	236	0
８歳	123	85	38	1	88	0	0	0	12	15	239	0
９歳	115	78	37	0	18	1	0	1	13	16	163	0
１０歳	120	88	32	0	37	3	1	2	12	20	192	1
１１歳	109	76	33	1	57	4	2	2	28	13	212	0
１２歳	132	102	30	0	63	18	11	7	17	15	245	1
１３歳	111	80	31	0	54	16	4	12	31	18	230	0
１４歳	128	92	36	2	44	15	8	7	36	17	242	0
１５歳	116	89	27	0	57	9	8	1	25	11	218	0
１６歳	98	58	40	0	47	13	13	0	16	21	195	0
１７歳	104	66	38	1	161	4	4	0	24	21	315	0
１８歳以上	45	13	32	1	68	2	2	0	1	22	139	0
不詳	12	5	7	0	4	0	0	0	4	3	23	0
計	2,296	1,592	704	7	1,028	86	53	33	274	377	4,068	2
構成比％	56.4%	39.1%	17.3%	0.2%	25.3%	2.1%	1.3%	0.8%	6.7%	9.3%	100.0%	0.0%

(3) 相談内容別対応状況(熊谷児相)

（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・送致	児童福祉施設						指定医療機関発達支援委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第２号による家庭裁判所第４送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
							入所					通所				自立援助ホーム	その他				
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設										
養護相談	1,929	19	14	28	0	120	8	16	1	1	2	0	0	2	1	1	1		0	61	2,204
児童虐待相談	1,329	14	5	26	0	120	7	7	0	1	2	0	0	1	0	0	0		0	4	1,516
その他の相談	600	5	9	2	0	0	1	9	1	0	0	0	0	1	1	1	1		0	57	688
保健相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3	7
障害相談	781	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7	231	1,028
非行相談	71	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	77
ぐ犯行為等相談	39	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	44
触法行為等相談	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	33
育成相談	233	1	5	1	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0		0	25	271
その他の相談	137	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1		0	181	373
計	3,155	29	69	30	0	122	9	16	3	1	2	0	0	2	1	6	2	0	7	506	3,960
構成比 %	79.7%	0.7%	1.7%	0.8%	0.0%	3.1%	0.2%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	12.8%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(熊谷児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路　（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	110	16	127	22	129	0	0	10	13	958	44	78	1,507

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者　（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	631	111	688	5	72	1,507

ウ　被虐待者の年齢・相談種別　（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	32	2	212	57	40	286
３～学齢前児童	73	3	207	32	52	335
小学生	129	5	298	51	77	509
中学生	80	8	139	25	26	253
高校生・その他	37	1	74	16	12	124
計	351	19	930	181	207	1,507

越谷児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	部の児童福祉・母子保健門こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	70	55	1	9	0	1,068	0	0	20	102	3	0	0	165	163	28	14	1,698
その他	114	230	633	22	0	459	16	0	38	100	26	0	0	637	121	31	73	2,500
計	184	285	634	31	0	1,527	16	0	58	202	29	0	0	802	284	59	87	4,198
構成比%	4.4%	6.8%	15.1%	0.7%	0.0%	36.4%	0.4%	0.0%	1.4%	4.8%	0.7%	0.0%	0.0%	19.1%	6.8%	1.4%	2.1%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(越谷児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
０歳	159	104	55	0	4	0	0	0	1	20	184	0
１歳	127	98	29	0	2	0	0	0	3	27	159	0
２歳	116	97	19	0	20	0	0	0	7	32	175	0
３歳	142	109	33	0	79	0	0	0	5	24	250	0
４歳	139	115	24	1	74	0	0	0	3	35	252	0
５歳	128	101	27	0	154	0	0	0	3	23	308	0
６歳	121	100	21	1	56	0	0	0	9	24	211	0
７歳	129	100	29	0	77	0	0	0	10	25	241	0
８歳	144	116	28	0	93	1	1	0	16	25	279	0
９歳	120	87	33	0	29	1	0	1	11	29	190	0
１０歳	122	97	25	1	23	11	8	3	12	28	197	0
１１歳	106	84	22	0	56	9	3	6	14	14	199	0
１２歳	139	97	42	0	66	12	4	8	25	15	257	0
１３歳	143	104	39	1	59	25	17	8	12	17	257	0
１４歳	123	89	34	0	53	14	6	8	20	22	232	0
１５歳	112	74	38	0	38	16	15	1	9	24	199	0
１６歳	140	88	52	1	63	17	17	0	6	21	248	1
１７歳	97	50	47	0	82	10	9	1	7	20	216	0
１８歳以上	26	6	20	0	51	1	1	0	1	19	98	0
不詳	26	18	8	0	1	1	1	0	6	12	46	1
計	2,359	1,734	625	5	1,080	118	82	36	180	456	4,198	2
構成比%	56.2%	41.3%	14.9%	0.1%	25.7%	2.8%	2.0%	0.9%	4.3%	10.9%	100.0%	0.0%

(3) 相談内容別対応状況(越谷児相)

（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・委託指導送致	児童福祉施設						指定医療機関発達支援委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第４号による家庭裁判所送致	障害児施設等利用契約への	その他	計
							入所					通所				自立援助ホーム	その他				
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設										
養護相談	1,909	27	74	62	0	162	8	13	2	3	0	0	0	1	0	9	0		3	54	2,327
児童虐待相談	1,393	21	58	55	0	157	3	8	1	3	0	0	0	0	0	3	0		1	25	1,728
その他の相談	516	6	16	7	0	5	5	5	1	0	0	0	0	1	0	6	0		2	29	599
保健相談	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	5
障害相談	825	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3	209	1,040
非行相談	79	9	6	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	4	113
ぐ犯行為等相談	55	7	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	77
触法行為等相談	24	2	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	36
育成相談	148	3	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0		0	11	167
その他の相談	250	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		0	204	459
計	3,216	43	83	68	0	162	9	14	7	3	0	0	0	1	0	15	0	2	6	482	4,111
構成比 %	78.2%	1.0%	2.0%	1.7%	0.0%	3.9%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	11.7%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(越谷児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路

（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	145	20	162	29	61	0	0	26	10	1,078	109	79	1,719

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者

（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	754	62	834	12	57	1,719

ウ　被虐待者の年齢・相談種別

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	28	0	218	56	44	290
３～学齢前児童	59	1	296	70	62	418
小学生	187	3	324	61	84	598
中学生	94	2	132	25	38	266
高校生・その他	53	7	76	11	11	147
計	421	13	1,046	223	239	1,719

草加児童相談所

（1）経路別受付状況

（単位：件）

	都道府県・市町村			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親・小規模住居型児童養育事業（FH）	児童委員（通告を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	都の児童福祉・母子保健門こども家庭センター等	その他					保健所	医療機関	学校	教育委員会等							
児童虐待通告・相談	69	60	2	14	0	886	0	0	16	79	0	0	0	133	110	22	5	1,396
その他	122	85	478	8	0	300	11	0	11	43	1	0	0	496	81	37	49	1,722
計	191	145	480	22	0	1,186	11	0	27	122	1	0	0	629	191	59	54	3,118
構成比%	6.1%	4.7%	15.4%	0.7%	0.0%	38.0%	0.4%	0.0%	0.9%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	20.2%	6.1%	1.9%	1.7%	100.0%

(2) 相談内容、年齢別受付状況(草加児相)　　（単位：件）

	養護相談	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	障害相談	非行相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	その他の相談	計	（再掲）いじめ相談
0歳	111	81	30	0	2	0	0	0	5	22	140	0
1歳	99	79	20	1	10	0	0	0	1	15	126	0
2歳	97	86	11	0	9	0	0	0	3	21	130	0
3歳	106	86	20	0	49	0	0	0	1	17	173	0
4歳	85	67	18	0	53	0	0	0	8	13	159	0
5歳	97	88	9	0	81	0	0	0	8	17	203	0
6歳	111	82	29	1	40	0	0	0	7	12	171	0
7歳	88	74	14	0	44	0	0	0	5	6	143	0
8歳	104	89	15	0	65	0	0	0	10	8	187	0
9歳	97	82	15	0	9	3	3	0	22	11	142	0
10歳	95	79	16	0	24	1	1	0	13	7	140	0
11歳	124	99	25	0	61	4	2	2	13	11	213	0
12歳	94	75	19	0	37	10	6	4	23	10	174	0
13歳	102	84	18	0	45	16	8	8	26	15	204	0
14歳	95	75	20	0	27	19	14	5	21	8	170	0
15歳	80	61	19	0	22	19	18	1	29	13	163	0
16歳	82	65	17	0	35	19	18	1	21	9	166	0
17歳	90	63	27	0	84	12	12	0	17	19	222	0
18歳以上	25	7	18	0	41	0	0	0	3	18	87	0
不詳	2	1	1	0	0	0	0	0	0	3	5	0
計	1,784	1,423	361	2	738	103	82	21	236	255	3,118	0
構成比%	57.2%	45.6%	11.6%	0.1%	23.7%	3.3%	2.6%	0.7%	7.6%	8.2%	100.0%	0.0%

(3) 相談内容別対応状況(草加児相)

（単位：件）

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村・送致	児童福祉施設						指定医療機関委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第２７条第１項第４号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
							入所					通所									
	助言指導	継続指導	あっせん他機関				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設					自立援助ホーム	その他				
養護相談	1,447	13	49	42	0	100	11	10	0	0	2	0	0	0	0	6	0		0	15	1,695
児童虐待相談	1,163	5	38	35	0	100	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0		0	0	1,355
その他の相談	284	8	11	7	0	0	4	4	0	0	1	0	0	0	0	6	0		0	15	340
保健相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	2
障害相談	542	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	171	714
非行相談	83	3	4	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	102
ぐ犯行為等相談	68	2	3	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	82
触法行為等相談	15	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	20
育成相談	224	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	4	235
その他の相談	175	0	4	2	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	62	253
計	2,473	19	61	49	0	110	11	10	3	0	2	0	0	0	0	9	0	1	0	253	3,001
構成比 %	82.4%	0.6%	2.0%	1.6%	0.0%	3.7%	0.4%	0.3%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%	100.0%

（4）虐待相談の対応状況(草加児相)

ア　虐待相談の相談種別・経路

（単位：件）

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	こども家庭センター等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	105	15	104	21	64	0	0	11	13	863	74	77	1,347

イ　虐待相談の相談種別・主な虐待者

（単位：件）

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	521	52	667	5	102	1,347

ウ　被虐待者の年齢・相談種別

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	（再掲）暴力の目撃等によるもの	ネグレクト	計
０～３歳未満	30	3	176	43	21	230
３～学齢前児童	45	1	203	41	54	303
小学生	119	10	282	68	58	469
中学生	67	4	127	24	20	218
高校生・その他	43	3	76	21	5	127
計	304	21	864	197	158	1,347

3 診　断

(1) 医学的診察件数　　(単位：件)

	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
精　神　科	119	86	104	88	141	140	55	30
小　児　科	181	88	139	20	165	181	297	37
計	300	174	243	108	306	321	352	67

(2) 各種証明書発行件数　　(単位：件)

	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
特別児童扶養手当認定診断書	190	153	147	131	196	171	201	89	1,278
重度認定書	5	6	4	5	5	5	8	4	42
各種証明書	121	126	179	123	139	161	156	169	1,174
計	316	285	330	259	340	337	365	262	2,494

(3) 療育手帳判定実施状況　　(単位：件)

	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
最　重　度	51	52	47	47	54	47	57	30	385
重　　度	84	96	76	52	69	84	96	49	606
中　　度	123	102	105	100	86	107	118	62	803
軽　　度	285	195	214	233	234	249	301	157	1,868
非　該　当	70	49	39	44	60	50	88	38	438
却　　下	2	0	0	1	0	1	0	0	4
合　　計	615	494	481	477	503	538	660	336	4,104
取下げ	6	1	9	17	1	11	7	6	58

４　里親委託　　※数値は暫定値（令和８年９月３０日現在）

(1) 里親数（さいたま市を含まない）　　(単位：人)

		中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
登録里親数	新規登録	11	6	13	9	9	8	2	3	61
	登録取消	3	9	10	5	6	7	6	2	48
	年度末現在	99	97	101	82	122	96	73	43	713
委託里親数	新規委託	1	6	16	6	15	6	3	1	54
	委託終了	6	11	9	4	15	4	8	6	63
	年度末現在	22	31	37	25	41	25	17	7	205

(2) 委託児童数（（　）内はファミリーホームの児童数を別掲）（さいたま市を含まない）　　(単位：人)

		中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
新規委託児童数		2 (1)	10 (2)	18 (.0)	13 (2)	14 (2)	5 (1)	6 (1)	3 (.0)	71 (9)
	児童福祉施設から受託	1	3 (2)	8	9 (1)	6	2	5	3	37 (3)
	家庭から受託	(1)	1	6	2 (1)	5	2 (1)	1		17 (3)
	その他	1	6	4	2	3 (2)	1	0 (1)		17 (3)
委託終了児童数		7 (5)	14 (1)	14 (.0)	10 (3)	13 (1)	8 (6)	11 (3)	10 (2)	87 (21)
	解除	6 (5)	10 (1)	10 (.0)	6 (1)	7 (1)	7 (3)	10 (1)	7 (2)	63 (14)
	家庭引取り			4	1	1	1			7 (.0)
	普通養子縁組	3								3 (.0)
	特別養子縁組		8	2	2	1	2	9	4	28 (.0)
	18歳に達したため	(2)	1	2	(1)	1	2 (1)		(1)	6 (5)
	逃亡									0 ()
	死亡									0 (.0)
	就職	(1)	(1)	2		1 (1)	1 (1)			4 (4)
	その他	3 (2)	1		3	3	1 (1)	1 (1)	3 (1)	15 (5)
	変更	1 (.0)	4 (.0)	4 (.0)	4 (2)	6 (.0)	1 (3)	1 (2)	3 (.0)	24 (7)
	児童福祉施設に入所				1		(3)	(2)	1	2 (5)
	他の里親に委託	1		1	(2)	2		1		5 (2)
	その他		4	3	3	4	1		2	17 (.0)
年度末委託児童数		25 (6)	35 (19)	41 (2)	37 (7)	35 (2)	23 (21)	19 (10)	7 (3)	222 (70)

⑶ 年齢階級別年度末委託児童数（（　）内はファミリーホームの児童数を別掲）　　（単位：人）
（さいたま市を含まない）

年齢	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
０歳			1		1				2 (0)
１歳		1	3	3			2		9 (0)
２歳	1		2	5 (1)		3	1 (1)	2	14 (2)
３歳		5		6	5	3	2		21 (0)
４歳	2	1	1	1	1	1	1		8 (0)
５歳	2	2	1	1 (1)	1	1	2	1	11 (1)
６歳	1 (1)	3	5	1	4	1 (1)	(1)	1	16 (3)
７歳	2	(3)	7		3	1			13 (3)
８歳	2 (1)	1 (1)	5	2	4	1 (1)	2	(1)	17 (4)
９歳	1 (1)	2 (2)	1	3	2	1 (2)		1	11 (5)
１０歳		3	1 (1)	(2)	2	3 (4)	(1)		9 (8)
１１歳	2	3 (3)	1	1 (1)	1	(2)	1	(1)	9 (7)
１２歳		3 (2)	2	2	1	2 (1)	(3)		10 (6)
１３歳	3 (2)	2 (2)	1 (1)	(1)	1		2 (1)		9 (7)
１４歳	2	3 (2)	2	3	(1)	2 (1)			12 (4)
１５歳	2	2 (1)	2	2	1	(4)	1 (2)	1 (1)	11 (8)
１６歳	1 (1)	3	1	1	2	1	4	1	14 (1)
１７歳	3	1	5	1 (1)	4	(3)			14 (4)
１８歳	1	(2)		1 (1)	1	2 (2)	1 (1)		6 (6)
１９歳		(1)		4	1	1			6 (1)
計	25 (6)	35 (19)	41 (2)	37 (7)	35 (2)	23 (21)	19 (10)	7 (3)	222 (70)

5　児童虐待防止対策事業

（1）　児童相談所における市町村職員実務研修等実績

ア　市町村担当者に対する研修

児相	研修の名称	令和７年度		令和６年度		令和５年度	
		実施延べ回数	参加人数	実施延べ回数	参加人数	実施延べ回数	参加人数
中央	管内市町児童福祉主管課長･保健センター所長等会議（１回） 管内市町児童福祉担当新任職員研修会（計２回） 管内市町児童相談研修会（対応力向上）（１回） 児童相談所と教員との連携研修（計５回）	９	９６	９	６６	７	６３
南	管内児童福祉主管課長と児童相談所長との連絡会（１回） 管内３市実務職員研修（計３回）	４	２０	４	３１	５	３２
朝霞	管内市町児童相談主管課長会議（１回） 要保護児童対策実務者基礎研修会（動画配信） 三会議体験研修（計２回） 児童虐待対応キーパーソン養成研修（計２回）	６	４９	-	-	-	-
川越	管内市町村児童虐待対応担当課長会議（ハイブリッド開催）（１回） 市町村新任児童相談担当職員等研修会（ハイブリッド開催）（１回） 市町村新任児童相談担当職員等研修会（３会議傍聴研修）（１回）	３	６０	３	８７	３	６２
所沢	三会議体験研修・要保護児童対策実務者基礎研修（計２回） 児童虐待対応キーパーソン養成研修実習過程（計３回） 管内市児童相談主管課長会議（１回） 統括支援員連絡会（１回）	７	３６	６	７９	２	３３
熊谷	管内市町児童福祉主管課長会議（１回） 管内市町児童福祉担当者会議兼研修会（１回） 三会議（受理・診断・援助方針会議）体験研修（計４回） リスクアセスメント研修（１回） 児童虐待対応における面接の心構えと技法研修（１回）	８	１１９	７	７１	８	６６
越谷	管内市町児童福祉担当主管課長会議（１回） 管内市町職員研修Ⅰ（１回） 管内市町職員研修Ⅱ（１回） 三会議の見学研修（計３回）	６	４２	７	５２	７	５１
草加	管内４市児童福祉主管課長会議（１回） キーパーソン研修（計２回） 管内市職員初任者研修（１回）	４	１３	５	２３	５	２７
計		４７	４３５	４１	４０９	３６	３２７

イ　三会議による研修（前記アから再掲）

児相	研　修　の　内　容	参加人数			
		R7	R6	R5	R4
中央	三会議の見学　7/10　1回 （児童相談所と教員との連携研修　再掲）	2	2	2	2
南	三会議(受理・診断・援助方針会議)見学、質疑応答 12/11、12/18、12/25（管内3市実務職員研修　再掲）　計3回	8	16	17	15
朝霞	三会議についての説明、参加　9/4、9/11　計2回 （三会議体験研修　再掲）	14	-	-	-
川越	三会議（受理･診断･援助方針）の傍聴、質疑応答　10/16　1回 （市町村新任児童相談担当職員等研修会　再掲）	17	27	17	23
所沢	三会議の体験　等　11/20、12/4　計2回 （三会議体験研修・要保護児童対策実務者基礎研修　再掲）	8	12	-	-
熊谷	三会議の見学研修　7/3、7/10、7/17、7/24　計4回 （三会議(受理・診断・援助方針会議)体験研修　再掲）	37	22	15	17
越谷	三会議の見学参加　12/4、12/11、2/5　計3回 （三会議の見学研修　再掲）	8	16	12	18
草加	三会議・マッチング会議傍聴　2/26　1回 （キーパーソン研修　再掲）	2	6	12	7
計		96	101	75	82

ウ　セミナー・講演会形式・主任児童委員を対象とした研修

児相	実施日	研修名	主な内容	主な 参加機関名	参加 人数
中央	R7.8.25	管内市町児童相談研修会	「児童虐待相談の構造と子ども家庭支援センターの役割」	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者	20
所沢	R7.7.14	所沢市主任児童委員研修会	児相相談所と一時保護所についての説明	所沢市主任児童委員協議会	28

（2）要保護児童対策地域協議会実施・参加状況

児　相	会議	開催参加回数		
		R7	R6	R5
中　央	代表者会議	9	8	8
	実務者会議	58	58	58
南	代表者会議	3	3	3
	実務者会議	56	57	55
朝　霞	代表者会議	8	-	-
	実務者会議	56	-	-
川　越	代表者会議	14	19	18
	実務者会議	73	95	92
所　沢	代表者会議	5	8	8
	実務者会議	49	78	68
熊　谷	代表者会議	15	15	14
	実務者会議	90	91	91
越　谷	代表者会議	6	7	7
	実務者会議	48	47	47
草　加	代表者会議	4	4	4
	実務者会議	37	35	35
計	代表者会議	64	64	62
	実務者会議(臨時を含む)	467	461	446
	会議合計	531	525	508

個別ケース検討会議参加回数

		参　加　回　数							合　計
	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
4　月	3	4	0	0	4	2	5	2	20
5　月	7	2	6	0	6	2	5	2	30
6　月	7	5	4	1	11	3	7	6	44
7　月	12	2	4	1	8	12	7	2	48
8　月	5	3	2	2	5	0	6	2	25
9　月	5	2	4	4	6	4	6	3	34
10月	6	1	3	2	7	5	10	1	35
11月	2	4	1	3	9	9	1	4	33
12月	10	4	5	3	5	13	7	3	50
1　月	2	4	4	1	4	9	4	1	29
2　月	3	2	8	5	7	4	5	6	40
3　月	16	6	6	1	10	7	7	4	57
合　計	78	39	47	23	82	70	70	36	445
R6合計	84	42	-	45	105	120	87	32	515
R5合計	86	63	-	52	64	76	68	70	479

（3）関係機関との連絡会議

ア　警察等との連絡会議

児相	実施年月日	会　議　名　称	主　　な　　内　　容	参加機関
中央	R7.5.30	警察署等と児童相談所との連絡会議	情報交換、臨検・捜索訓練、危険来訪者対応訓練、グループワーク	管内警察署、さいたま地方検察庁、県警察本部人身安全対策課、こども安全課
南	R7.7.23	管内各警察署との連絡会	・組織の状況等についての情報交換 ・協議・意見交換 ・臨検・捜索訓練（ビデオ視聴）	さいたま地方検察庁、県警察本部人身安全対策課、管内警察署（川口、蕨、武南）、こども安全課
朝霞	R7.10.10	警察署等と児童相談所との連絡会議	情報交換、臨検・捜索訓練	管内警察署生活安全課、さいたま地方検察庁、県警察本部人身安全対策課、こども安全課
川越	R7.10.15	児童相談所と管内警察署との連絡会議	・管内警察署等との情報・意見交換 ・協議	管内各警察署、県警本部人身安全対策課、さいたま地方検察庁川越支部、こども安全課
所沢	R7.10.17	警察署等と児童相談所との連絡会議	情報共有及び協議	さいたま地方検察庁、管内警察署、こども安全課
熊谷	R7.7.24	管内警察署等と児童相談所との連絡会及び臨検捜索訓練	○報告 ・令和６年度の児童相談所の相談状況及び警察通告の受理と処理内容について（熊谷児相） ○情報提供 ・児童相談所と警察との連携について（こども安全課・県警本部） ・検察庁の取組みについて（検察庁） ○各警察署の児童虐待及び少年非行への対応状況について（各警察署） ○協議・意見交換 ○臨検・捜索訓練	県警本部人身対策安全課 管内 10 警察署少年係等 さいたま地方検察庁・同熊谷支部、こども安全課
越谷	R7.7.25	管内警察機関等と児童相談所との連絡会議	・令和６年度児童相談の概要について ・令和６年度各警察署等による少年非行・児童虐待通報等の状況について ・児童相談所からの FAX による情報提供件数（さいたま地方検察庁資料） ・臨検・捜索訓練	管内５警察署、県警本部、さいたま地方検察庁、こども安全課
草加	R7.10.8	警察等連絡会議	情報交換、臨検・捜索訓練	こども安全課、県警本部、草加警察署、吉川警察署

イ　保健所・保健センター等保健機関との連絡会議

児相	実施年月日	会　議　名　称	主　　な　　内　　容	参加機関
中央	R7.5.21	管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議（再掲）	（１）中央児童相談所における児童相談の状況について （２）児童相談所と市町の連携について （３）各市町等における児童虐待相談等の状況及び要保護児童対策地域協議会の運営状況について （４）こんにちは赤ちゃん事業について （５）里親委託の推進について	管内市町児童福祉主管課長、母子保健主管課長
	R7.6.10	管内市町児童福祉担当新任職員研修会（再掲）	（１）児童相談所の概要について （２）児童相談の対応について （３）家族支援について （４）療育手帳等について （５）里親制度について （６）一時保護所について	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課、障害福祉主管課担当者
	R7.7.16	第２回管内市町児童福祉担当新任職員研修会（再掲）	（１）虐待通告の電話相談について （２）虐待通告の訪問調査について	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者
	R7.8.25	管内市町児童相談研修会（再掲）	講義「児童虐待相談の構造と子ども家庭支援センターの役割」	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者
	R7.12.18	第２回管内市町児童相談研修会（対応力向上）（再掲）	（１）リスクアセスメントについて （２）発達障害に関連した相談対応について	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者
川越	R7.6.3	管内市町村児童虐待対応担当課長会議（ハイブリッド開催）（再掲）	・児相における虐待相談等の状況、児相からの連絡事項 ・各市町村における虐待対応等の状況、意見交換	管内市町村児童福祉主管課、保健センター
所沢	R7.6.26 R7.8.28 R7.10.23	狭山保健所主催ハイリスク母子に関する事例検討会	入間市事例の検討 狭山市事例の検討 日高市事例の検討	狭山保健所、管内保健センター
熊谷	R7.5.28	管内市町児童福祉主管課長会議（再掲）	・児童相談所・市町それぞれの現状報告 ・意見交換	管内市町児童福祉主管課　１５か所
	R7.6.10	管内市町児童担当者会議兼研修会（再掲）	・児童相談所の現状報告、連携、市町村委託、指導委託についての説明 ・虐待通告の対応についてグループワーク	
越谷	R7.7.14	管内市町児童福祉主管課長会議（再掲）	・児童相談所、市町それぞれの現状報告 ・事例発表 ・意見交換	管内市町児童福祉課主管課　６市町
草加	R7.5.21	管内４市児童福祉担当主管課長会議（再掲）	情報交換	草加市、八潮市、三郷市、吉川市

ウ　その他の連絡会議

児相	実施年月日	会　議　名　称	主　　な　　内　　容	参加機関
中央	R7.7.2	中央児童相談所里親委託等推進委員会	（１）里親委託等について ・中央児童相談所の状況について ・市町の状況について ・施設の状況について （２）埼玉県里親会中央ゆずりは会の活動について	管内市町児童福祉主管課、里親支援専門相談員、里親
川越	R8.1.27	家庭裁判所と児童相談所の連絡会議	家庭裁判所との情報・意見交換及び協議	家庭裁判所、川越児相所沢児相、朝霞児相
熊谷	R7.5.27	管内療育手帳業務連絡会議	療育手帳の進達手続き等の方法	管内市町児童福祉主管課　１５か所
	R7.6.24 R7.11.27	管内ファミリーホーム連絡会	・ファミリーホームの現状報告 ・意見交換	管内ファミリーホーム９か所
	R8.1.26	里親委託等推進委員会	・児相相談所からの報告 ・各施設等からの取組内容の報告 ・里親支援専門相談員からの説明 ・意見交換	管内市町児童福祉主管課、里親会代表者、ファミリーホーム代表者、児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員等、里親支援センター
越谷	R8.2.3	里親委託等推進会議	里親委託の状況、里親支援専門相談員活動状況、越谷さくらんぼの会及び県里親会の活動、管内市町の取組み、意見交換	管内市町児童福祉主管課、児童養護施設里親支援専門相談員、越谷さくらんぼの会
草加	R8.2.20	里親委託等推進会議	里親委託の状況、里親支援専門相談員活動状況、越谷さくらんぼの会及び県里親会の活動、管内市町の取組	管内市町児童福祉主管課、児童養護施設里親支援専門相談員、越谷さくらんぼの会

６　児童相談法的対応強化事業

児童虐待等の相談に際し、こどもや家族に関する法律的な解釈や適用、児童福祉法に基づく家事審判に係る手続き等について、弁護士から専門的な助言・指導を受けることにより相談業務の適正化を図った。

（令和７年度実績）

	法　律　相　談		その他
	定　期	随　時	弁護士活動
中央	１０日　１２件	２回　２件	２日
南	１２日　３４件	１回　１件	３日
朝霞	８日　１６件	５回　５件	４日
川越	８日　１８件	９回　９件	４日
所沢	６日　８件	２回　２件	６日
熊谷	１２日　３件	１回　１件	３日
越谷	１０日　２２件	６回　７件	３日
草加	９日　１７件	１回　１件	４日
計	７５日　１３０件	２７回　２８件	２９日

７　地域・家族支援活動

児童相談所カウンセリング強化事業

児相	実　施　事　業	実　施　日	回数	参加者
南	MY TREE ペアレンツ・プログラム	令和７年９月２日～ 令和８年３月１０日	14	３ （内、修了者３）

注）　参加者数は、グループ参加人数。

8　職員研修等

注）以下、参加人数は延べ人数。

（1）中央児童相談所企画調整担当主催

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
8児童相談所合同	**児童相談所職員研修**			
	オリエンテーション研修	児童相談所職員	1	103
	新任職員基礎研修	児童相談所職員、児童相談所職員ＯＢ 弁護士　松山馨 氏 社会福祉課職員、発達障害総合支援センター職員、 NPO法人レジリエンス　代表　西山さつき 氏、 上尾市こども保健センター職員、乳児院職員、 児童養護施設職員	3	254
	保護担当新任職員研修	児童相談所職員	2	75
	児童相談所２年目職員研修	児童相談所職員 明治学院大学教授　野末武義 氏 ビヨンドザボーダー㈱　安藤亘 氏	3	150
	児童相談所2年目職員研修（埼玉版機中八策）	児童相談所職員	6	48
	里親委託促進研修	児童相談所職員、 埼玉県里親会理事長　保角美代 氏	1	53
	保護担当性的虐待対応ガイドライン実務研修	児童相談所職員	1	12
	児童心理司１年目研修	児童相談所職員	2	37
	児童心理司２年目研修	児童相談所職員	2	32
	児童心理司３年目研修	児童相談所職員	2	34
	児童心理司テーマ別研修　P-Fスタディ	東京P-Fスタディ研究会会長　藤田主一 氏	1	34
	児童心理司テーマ別研修　プレイセラピー	オフィス湯野代表　湯野貴子　氏	1	52
	児童心理司中堅研修	児童相談所職員	1	7
	児童福祉司スーパーバイザー研修	日本社会事業大学専門職大学院准教授　須江泰子 氏	1	15
	施設職員と児相職員との合同研修 ※埼玉県児童福祉施設協議会との共催	児童相談所職員、児童養護施設職員	2	35
	性的虐待対応ガイドライン研修	愛育研究所　山本恒雄 氏	1	44
	性的虐待対応初期調査研修	愛育研究所　山本恒雄 氏	1	31
	法的被害事実確認面接（NICHDプロトコル研修）	立命館大学教授 理化学研究所理事　仲真紀子 氏	2	26
	テーマ別研修			
	こどもの声をきく　～面接の基本的姿勢と技術～	国際医療福祉大学医療福祉学研究科教授 橋本和明　氏	1	97
	チャレンジ学習会			
	心理支援知識・技術習得のための勉強会	児童相談所職員	**通年**	128
	サインズ・オブ・セイフティ（SofS）を学ぶ	児童相談所職員	**通年**	54
	「サインズ・オブ・セーフティ（SofS）を学ぶ」 公開講座	目白大学教授　黒沢幸子 氏	1	22
	「サインズ・オブ・セーフティに関する実践報告会」	児童相談所職員	1	19

（2）所内研修

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中央	新任職員所内研修	児童相談所職員	10	68
	所内研修（トラウマケア、こどもの性問題行動）	児童相談所職員	7	65
	心理グループ研修	児童相談所職員	5	84
南	新任職員所内研修	児童相談所職員	4	40
	所内実務講座	児童相談所職員	6	50
	事例検討ープレイセラピーを中心にー	オフィス湯野　湯野貴子 氏	1	20
	所内心理職員研修	児童相談所職員	4	80
朝霞	所内職員研修	児童相談所職員	9	138
	心理グループ研修	児童相談所職員	5	61
川越	新規採用・新任職員所内研修	児童相談所職員	6	29
	心理グループ研修	児童相談所職員	6	84
	ライフストーリーワーク	立命館大学衣笠総合研究機構　徳永祥子 氏	1	30
	事例検討	明治学院大学教授　野末武義 氏	1	17
	所内研修（司法審査）	児童相談所職員	1	50
所沢	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	7	63
	里親アセスメント基礎研修	立教大学名誉教授　林もも子　氏 京都光華女子大学　専攻長　千葉晃央　氏	2	28
	所内ミニ研修	児童相談所職員		
	①電話対応について		1	8
	②負担金認定事務について		1	23
	③家族支援評価シートについて		1	20
熊谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	4	40
	所内研修「弁護士から見た子どもアドボカシー」	大宮コモンズ法律事務所　弁護士　森田智博氏	1	35
	所内研修「児相職員のためのセルフケア～ヨガ体験でストレス対処法を増やそう～」	ヨガスタジオインストラクター　長澤友佳子氏	1	40
	所内研修「こどものためのキッズヨガ～こども達と一緒にヨガを楽しむための講座～」	ヨガスタジオインストラクター　長澤友佳子氏	1	20
越谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	9
	新任業務研修	児童相談所職員	7	63
	事例検討	明治学院大学教授　野末武義 氏	3	31
	職員研修会「一般小児病棟における診療の実際」	越谷児童相談所　藤田泰幸 氏	1	30
	心理職員研修	児童相談所職員	6	70
草加	新規採用・新任職員オリエンテーション研修	児童相談所職員	1	7
	所内職員研修	児童相談所職員	13	118
	一時保護の司法審査に関する研修	児童相談所職員	1	33
	児童心理司研修	児童相談所職員	8	78
	職員研修会（事例検討）	明治学院大学教授　野末武義 氏	2	22
	職員研修会（事例検討）	大正大学名誉教授　近藤直司 氏	1	8

（3）外部派遣研修

児相	研修テーマ	研修実施機関	参加人数
中央	日本子ども虐待防止学会第３１回学術集会 ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会	3
	児童相談所一時保護施設実務者研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	2
	児童心理司の研修について	さいたま市児童相談所	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県中央児相）	3
南	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	西日本こども研修センターあかし	1
	児童相談所一時保護所職員実務者研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	児童心理司指導者研修	西日本こども研修センターあかし	1
	家族造形法を活用した事例研究会	南部保健所	2
	日本子ども虐待防止学会第３１回学術集会 ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会	2
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県県中央児相）	3
朝霞	日本子ども虐待防止学会第３１回学術集会 ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会	3
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県中央児相）	3
	児童相談所一時保護所職員実務者研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	児童相談所一時保護施設スーパーバイザー研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	関東甲信越静里親協議会研修大会ちば大会	公益財団法人全国里親会・関東甲信越静 里親協議会・千葉県里親会	2
	児童相談所設置自治体里親担当研修	西日本こども研修センターあかし	1
	児童相談所里親担当者連絡会	公益社団法人家庭養護促進協会	1
	養子縁組あっせん機関等交流促進研修	山田コンサルティンググループ（株） 教育研修事業部	1
	児童相談所里親業務担当者研修	家庭養育支援機構	1
	社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会	国立武蔵野学院研修課	1
	里親制度シンポジウム	株）朝日新聞社　東京本社	1
	児童心理司指導者研修	子どもの虹情報研修センター	1
川越	児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修	西日本こども研修センターあかし	1
	日本子ども虐待防止学会第３１回学術集会 ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会	1
	シリーズ研修「こどもと共に性を育む」【オンデマンド】	西日本こども研修センターあかし	36
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県県中央児相）	1
所沢	里親支援センター人材育成研修	日本福祉大学	2
	児童相談所設置自治体里親担当者研修	西日本こども研修センターあかし	2
	児童相談所弁護士専門研修	子どもの虹情報研修センター	1
	埼玉県児童福祉研究会	埼玉県児童福祉研究会	1
	保護者支援トレーナー養成講座	こども安全課	2
	DV被害者支援担当者研修２	埼玉県男女共同参画推進センター	1
	PTSD対策専門研修B.専門コース	国立精神・神経医療研究センター	3
	PTSD対策専門研修C.犯罪・性犯罪被害者コース	国立精神・神経医療研究センター	4
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県県中央児相）	3

児相	研修テーマ	研修実施機関	参加人数
熊谷	日本子ども虐待防止学会第３１回学術集会 ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会	3
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	国立保健医療科学院	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県中央児相）	3
	児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修	西日本こども研修センターあかし	1
	児童相談所一時保護所職員実務者研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
	児童相談所一時保護施設スーパーバイザー研修	国立武蔵野学院付属人材育成センター	1
越谷	児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修	西日本こども研修センターあかし	1
	日本子ども虐待防止学会第３１回学術集会 ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会	3
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県中央児相）	3
草加	日本子ども虐待防止学会第３１回学術集会 ほっかいどう大会	日本子ども虐待防止学会	2
	子どもの心のネットワーク事業研修会	草加保健所	1
	さいたま市児童相談所専門研修	さいたま市南部児童相談所	2
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 （山梨県中央児相）	2

（4）法定研修

研修名称	研修実施機関	修了者数
児童相談所長研修	子どもの虹情報研修センター	3
指導教育担当児童福祉司任用前研修	子どもの虹情報研修センター	14
児童福祉司任用後研修	こども安全課	28
児童福祉司任用前講習会	こども安全課	1
児童福祉司任用資格認定講習会	こども安全課	1

（5）家族再統合のための治療的プログラム事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
8 児 相	親子相互交流療法（PCIT） ・紹介研修 ・イニシャルワークショップ（5日間） ・SV研修	武蔵野大学心理臨床センター 子ども相談部門長　上原由紀 氏 PCIT Regional Trainer 伊東史卫 氏 武蔵野大学心理臨床センター 子ども相談部門長　上原由紀 氏 武蔵野大学心理臨床センター 子ども相談部門長　上原由紀 氏 取りまとめ（中央児相）	1 1 7	35 10 120

（6）権利擁護機能強化事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
8 児 相	被害確認面接 ・NICHD　SV研修 ・NICHD　応用研修 ・NICHD　バックスタッフ研修 ・ケースマネジメント研修	カウンセリングルームまるやま 丸山恭子 氏 愛育研究所客員研究員　山本恒雄 氏 愛育研究所客員研究員　山本恒雄 氏 愛育研究所客員研究員　山本恒雄 氏 取りまとめ（越谷児相）	3 1 1 1	80 32 32 21

（7）児童相談所職員等の専門性向上事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
8 児 相	埼玉版機中八策（たまさく）習得講座（2日間） 「子ども虐待としてのDV（TTTプログラム研修）」 「こどもと性暴力」 TF-CBTコンサルテーション	児童相談所職員 武蔵野大学心理臨床センター 子ども相談部門長　上原由紀 氏 西川口榎本クリニック　副院長 精神保健福祉士　斉藤章佳 氏 兵庫県こころのケアセンター　亀岡智美 氏 取りまとめ（中央児相）	1 1 1 10	11 30 69 321

（8）その他　外部専門家スーパーバイズ機能強化事業

児相	テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
8 児 相	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの講義 事例のスーパーバイズ	立正大学　教授　鈴木浩之 氏 取りまとめ（所沢児相）	1 8	127 112

	所　長　名	郵便番号	住　　所	電 話 番 号
中央児童相談所	岡田　真彦	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
南児童相談所	堀越　陽子	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
朝霞児童相談所	糸永　悦史	351-0016	朝霞市青葉台1-10-63	048-465-4152
川越児童相談所	有光　博	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
所沢児童相談所	永井　徹郎	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
熊谷児童相談所	大木　正仁	360-0014	熊谷市箱田5-13-1	048-521-4152
越谷児童相談所	沼田　孝司	343-0033	越谷市恩間４０２－１	048-975-4152
草加児童相談所	山田　紀子	340-0035	草加市西町４２５－２	048-920-4152

令和８年度版（令和７年度実績）　児童相談所業務概要
埼玉の児童相談

令和８年１１月
発行　埼玉県中央児童相談所